

令和6年度 砂川市における協働に関わる事業(活動)及び評価一覧

※ 分野 = まちづくりの分野 1【医療・保健・福祉】 2【生活環境・防災】 3【教育・文化・スポーツ】 4【産業振興】 5【都市基盤】 6【市民参画・コミュニティ・行政運営】

※ 形態 = 協働の形態 1【共催】 2【後援】 3【実行委員会、運営協議会】 4【委員会、審議会、協議会】 5【懇話会、懇談会等】 6【情報・意見交換】 7【補助、助成】 8【委託】 9【指定管理者制度】 10【協力、連携】

※ 評価項目

① 準備段階において相手の意見や要望を聞くことができましたか

② 事業の計画・進捗・結果についてホームページや広報等を通じて市民に発信することができましたか

③ 単独で実施するより、効果的・効率的な事業展開ができましたか

④ 事業実施後に事業継続に向けた相手方の意見を聞くことができましたか

※ 評点 5【十分できた】 4【まあまあできた】 3【どちらともいえない】 2【あまりできなかった】 1【全くできなかった】 ―【評価が不適当】

※ 双方 = 双方評価を行った事業

No.	事業(活動)の名称	担当部署	分野	形態	関係団体の名称	事業(活動)の概要	備考	事業実施期間	協働事業の成果	協働事業の検討課題	評 点					
											①	②	③	④	双方	
1	砂川出会い創出支援協議会	政策調整課 企画調整係	1	4	砂川市農業委員会、砂川商工会議所青年部、砂川地区連合会、砂川市立病院交友会、(一社)砂川青年会議所、JA空知青年部連合会、砂川市役所職員福利厚生会、新砂川農業協同組合	独身男女の出会いの場を創出する団体を支援すること で、砂川市内への定住促進や結婚対策を推進している。 具体的には以下の3つの取り組みを行っている。 (1) 出会い創出支援事業 (2) 関係団体などが実施する婚活事業の支援 (3) その他出会い創出支援に関すること		平成 27年度～	新型コロナウイルスの影響によりイベントを実施できない期間が続いたが、令和6年度はコロナが5類へと移行してから初めて、市内団体がイベントを開催することができた。事業の実施にあたっては、周知等を団体と連携しながら実施することができ、独身男女の出会いの場の創出につながった。	独身男女の出会いの場を設けることが可能な団体やそうした取組を行う意欲のある団体が限定的であることが、出会いの場の創出機会が広がらない原因の一つになっている。また、補助金の補助対象経費について団体から拡大してほしいとの声が挙がっていることから、他市町村の事例等も参考にし、対象経費の範囲について検討を続ける。	4	4	4	4	-	
2	砂川市戦没者・殉職者慰霊式	社会福祉課 社会福祉係	1	3 7	砂川市社会福祉協議会、砂川市町内連合会	戦争中に亡くなられた方々の慰霊を行い、この悲しい出来事を忘れないために、また、後世に語り継ぎ、次世代への平和を誓うために、市、社会福祉協議会、町内会連合会の三者合同で実行委員会を組織し開催している。		昭和 37年度～	戦没者・殉職者慰霊式の開催に係る経費を補助することにより、戦争という出来事を後世に語り継ぎ、次世代への平和を誓う機会を設けることができ、意識の醸成が図られた。	遺族の高齢化により年々出席者が減少していることから、平成29年度から一般参加者の出席も可能とし、平成30年度からはパネル展を実施するなど対策を講じているが、参列者の増加には至っていない。アフターコロナを見据え、今後も実行委員会である社会福祉協議会、町内会連合会及び会員への周知に協力をいただいている砂川市遺族会との連携を強化し、より多くの市民に参加していただけるような手法について検討が必要と考える。	4	4	5	4	-	
3	福祉団体研修活動	社会福祉課 社会福祉係	1	7	砂川市身体障害者福祉協会 砂川市町内会連合会 砂川更生保護女性会 砂川市遺族会 砂川市手をつなぐ育成会	福祉団体の研修に係る費用等(バス代等)を補助することにより、団体の運営に係る経費の削減を図り、活動を促進させる。		平成 18年度～	福祉団体の研修に係る費用等(バス代)を補助することにより、団体の運営に係る経費の削減が図られ、活動を維持することができた。	今後は市が財政支援したことによる事業の成果(活動の促進)や改善策等をお互いに検討していく必要があると考える。	4	-	4	4	-	
4	障がい者の自発的活動支援事業	社会福祉課 社会福祉係	1	7	いそのさんち	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的とする。令和6年度は、精神障害を抱える当事者や家族等が交流する機会を提供している「いそのさんち」に補助を行っている。		平成 26年度～	障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援すること、共生社会の実現への意識醸成が図られた。	補助を行っている地域における自発的な取り組みを、引き続き支援していけるよう、連絡調整を図り、共生社会の実現を目指す。また、趣旨に合った活動を行う新たな団体が他にも現れることも望まれるところであり、関係機関との情報交換に努める。	4	2	4	4	-	
5	障害者への理解促進研修・啓発事業委託	社会福祉課 社会福祉係	1	8	社会福祉法人くるみ会	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去することを目的に、地域住民への障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を法人に委託し実施する。		平成 26年度～	社会福祉法人くるみ会に委託し、「保健福祉フォーラム」を開催し、約110名の参加を得て地域住民への障がい者等に対する理解を深めることができた。	毎年、様々な障がい・病気をテーマにした「保健福祉フォーラム」を開催しているが、参加者が固定化している傾向にあるため、より多くの市民に出席いただけるよう、テーマの選定や周知方法等については検討の余地があると考ええる。	4	4	-	5	-	
6	保護司会活動	社会福祉課 社会福祉係	1	7	砂川地区保護司会砂川分区	保護司会の行う保護観察や犯罪予防等の更生保護諸活動を支援することにより、犯罪行為の再発を防止するため、保護司会運営に係る経費の一部を補助する。		昭和 36年度～	保護司会運営に係る経費の一部を補助することにより、保護司会の行う保護観察や犯罪予防等の更生保護諸活動の支援につながり、犯罪行為の再発防止に寄与した。	保護司の成り手不足は深刻であることから、引き続き補助金交付、人材の情報提供により協働を図っていくとともに、毎年7月の「社会を明るくする運動強調月間」に合せ、保護司会活動の情報発信を行っていく必要がある。	4	2	5	4	-	
7	空知太学童保育所運営	子育て支援課 子ども保育係	1	8	空っ子クラブ父母の会	保護者の就労等により保育が必要な小学生に対して、遊びの場や生活の場を提供するとともに、保護者に代わって指導員が保育することにより、児童の安全と健全な育成を図る。 市内には5箇所の学童保育所があり、空知太学童保育所については、地域住民で組織する父母の会に運営を委託している。		平成 16年度～	学校区に学童保育所を設置したいという住民の意向により、平成16年度から住民が自主運営を行なっている。一定程度の委託料と自主努力で保育料負担も抑えながら、地域住民や保護者の関わりも厚く、工夫した運営が行われている。	近年の学童保育所入所児童の増加、学童保育料の減免制度や減額補填等の事務が複雑化するなど、都度連携を図りながら執り進める必要がある。	5	3	5	5	○	

8	ひまわり保育園除雪管理	子育て支援課 子ども保育係	1	8	南地区コミュニティセンター運営委員会	ひまわり保育園が南地区コミュニティセンターに併設していることから、当該施設の指定管理者である南地区コミュニティセンター運営委員会に、冬期間における玄関前、非常口等の除雪管理を委託している。		平成 17年度～	除雪管理を委託することで、併設するコミュニティセンターと一体的な作業が可能となり。効率的に行えた。	近年の降雪量の増加や園児の登園前には除雪を完了させる必要があるなど重労働であり、地域の高齢化等もある中、運営委員会においては除雪ができる人材に限られていることから、将来的になり手不足により支障が出ることが予想される。	5	3	5	5	○
9	ファミリーサポートセンター事業	子育て支援課 子育て支援係	1	10	ファミリーサポートセンター協力会員・依頼会員	地域において育児の援助を行いたい者（協力会員）と育児の援助を受けたい者（依頼会員）による会員登録制の相互援助活動組織をつくり、地域における子育て支援の環境づくりを推進している。		平成 23年度～	育児の援助を行いたい市民と、育児の援助を受けたい市民の相互援助を行う仕組みを行政がつくり、地域における子育て支援環境づくりを図っている。	利用件数は昨年度より増加しているが、利用者が固定化している傾向にある。会員数も微増しており、さらなる新規利用を促進するための制度の周知が必要である。	5	2	5	5	-
10	砂川市子ども・子育て会議	子育て支援課 子育て支援係	1	4	砂川市天使幼稚園父母の会、砂川市立ひまわり保育園保護者の会、砂川市PTA連合会、砂川市子ども会育成団体連絡協議会、砂川天使幼稚園、空知太学童保育所(受託団体空っ子クラブ父母の会)、砂川市民生児童委員協議会、砂川市校長会、砂川市保健福祉部社会福祉課、市民公募	子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき設置しているもの。子ども・子育て支援事業計画の策定及び本計画に基づき子育て支援を総合的かつ効果的に推進するため、委員である子どもの保護者及び子ども・子育て支援事業に関わる者の意見を聴取しながら、当市の子育て支援について協議及び事業評価等を実施している。		平成 25年度～	令和7年度からの第3期の砂川市子ども・子育て支援事業計画の策定に向け協議を行い、計画を策定した。	令和7年度からの第3期の子ども・子育て支援事業計画の進捗状況や、新たな子育て支援体制について、本会議において協議が必要である。	4	3	5	5	-
11	砂川市高齢者保健医療福祉推進協議会	介護福祉課 介護保険係	1	4	砂川市立病院、空知医師会砂川部会、砂川歯科医会、北海道薬剤師会北空知支部砂川部会、砂川市社会福祉協議会、砂川市民生児童委員協議会、砂川市町内会連合会、砂川市老人クラブ連合会	当協議会は、保健医療関係者、福祉関係者、学識経験者、介護保険被保険者、その他市長が必要と認める者からなる委員11人以内で構成し、高齢者が安心して生活できるための高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定や進行管理等について協議を行っている。		平成 10年度～	委員の専門的な知識や経験を活かした意見や提言により、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況を含めた現状及び将来に向けた高齢者施策に対する課題等の発見に繋がった。	計画に盛り込まれた各施策の展開にあたり、委員の専門的な知識や経験をより多く取り入れることができるよう、より多くの委員からの意見等を聴取していくことが課題である。	5	5	5	5	-
12	砂川市高齢者軽スポーツフェスティバル実行委員会	介護福祉課 高齢者支援係	1	3	砂川市老人クラブ連合会	砂川市老人クラブ連合会と砂川市により砂川市高齢者軽スポーツフェスティバル実行委員会を組織し、高齢者の健康づくりや仲間づくり、交流及び生きがいの意識高揚を図ることを目的として、砂川市高齢者軽スポーツフェスティバルを開催している。介護福祉課が事務局となっている。なお、令和6年度は同フェスティバルに167名が参加している。	※事業開始年度について 平成15年度までは、砂川市高齢者スポーツ大会の事業名称で屋外実施していたものを、平成16年度より事業名称・内容(屋内実施、競技種目等)を変更している。	平成16年度～	砂川市老人クラブ連合会と砂川市により実行委員会を組織しボッチャ大会を実施した。協働で大会運営を行うことにより、参加者ニーズを的確に捉え円滑な事業実施をすることができ、参加した高齢者の健康づくりや仲間づくりなど、一層の交流と生きがいの意識高揚が図られた。	老人クラブ内の高齢化や加入者の減少から、今後、実行委員会組織の維持や参加者数の確保が難しくなることも予想されることから、対策等について各クラブとの協議が必要である。	5	5	5	5	○
13	砂川市地域包括支援センター運営協議会	介護福祉課 高齢者支援係	1	4	砂川市地域包括支援センター	当協議会は、保健医療関係者、福祉関係者、学識経験者、介護保険被保険者、その他市長が必要と認める者からなる委員11名以内で構成し、地域包括支援センターの設置及び運営、地域における連携及び支援体制等について協議を行っている。委員任期は3年		平成 25年度～	地域包括支援センターの運営、地域における連携及び支援体制等について、委員の専門的な知識や経験を生かした意見等を取り入れることができた。	地域包括支援センターの事業に対し、委員の専門的な知識や経験を活かした意見が事業に反映されるよう対話を基本とした会議が今後も必要と考える。	-	3	5	4	-
14	砂川市社会福祉協議会運営	介護福祉課 高齢者支援係	1	7	砂川市社会福祉協議会	福祉関係団体の活発な活動を支援するため、地域福祉活動の中心となる砂川市社会福祉協議会の運営費を補助する。		昭和 49年度～	社会福祉協議会の運営費を補助することにより、社会福祉協議会の福祉施策の推進に繋がった。	両者の連携を深め、社会動向や住民ニーズに即応した施策の検討と福祉施策の役割について協議し、事業の有効性を図るため協働体制をさらに強化する必要がある。	-	5	5	4	-
15	老人クラブ運営	介護福祉課 高齢者支援係	1	7	砂川市老人クラブ	高齢者の生きがい、健康づくり、明るい長寿社会の実現及び保健福祉の向上に資する活動を行っている老人クラブの運営費及び研修旅行経費を補助する。		昭和 43年度～	老人クラブに対し運営費を補助することにより、老人クラブの活動及び事業の促進に繋がり、高齢者の参加機会が確保されている。	クラブの解散や活動自体が減少していることは大きな課題であり、単位老人クラブからも聞き取りを行うとともに、引き続き会員募集を含めた支援を行う。	4	3	4	4	-

16	老人クラブ連合会運営	介護福祉課 高齢者支援係	1	7	砂川市老人クラブ連合会	高齢者の生きがい、健康づくり、明るい長寿社会の実現及び保健福祉の向上に資する活動を行っている老人クラブ連合会の運営費を補助する。		昭和 43年度～	老人クラブ連合会に運営費を補助することにより活動及び事業の促進が図られ、さらには個々の老人クラブの活性化にも繋がり、高齢者の参加機会が確保されている。	クラブの解散や活動自体が減少していることは大きな課題であることから、令和6年度についても市老連役員との個別協議を数回行った。引き続き情報交換を行うとともに、今後は会員募集を含めた支援も必要と考える。	4	3	4	5	-
17	成年後見支援センター運営	介護福祉課 高齢者支援係	1	8	砂川市社会福祉協議会	成年後見制度に係る住民や事業所等の相談や支援、市長申立に関する連携、市民後見人養成講座の開催、制度の周知啓発等を行なう本事業を成年後見制度に精通し持続可能な実施機能を有する体制を構築できる砂川市社会福祉協議会に業務委託し、成年後見制度全般を担う窓口を明確化することで、認知症高齢者等が日常生活を尊重しながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続ける環境の整備を推進する。		平成 29年度～	成年後見制度に関する相談窓口が明確化され、住民や事業所等の相談や支援に関する要請など、高齢者及び障害者、その家族などから多くの相談等があり、認知症高齢者等が日常生活を尊重しながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続ける環境の整備が推進されている。	本センターの認知度の広がりや高齢者数の増加等を踏まえ、今後はさらに相談・支援件数が増えてくると推測されることから、センター機能の充実を一層図ることが必要である。今後、国の動向を踏まえ、中核機関としての位置づけを令和6年度に明確にする。	5	5	5	5	○
18	生活支援体制整備事業	介護福祉課 高齢者支援係	1	8	砂川市社会福祉協議会	生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、協議体を設置し、多様なサービス主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。また、砂川市社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、高齢者の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を行ない、高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を図る。		平成 29年度～	生活支援コーディネーターを中心として町内会や自治会と積極的に懇談し、関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、高齢者の支援ニーズを把握する業務などを行ない、高齢者の在宅生活を支えるため、多様な事業主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けて取り組みが推進されている。	両者の連携を深め、社会動向や住民ニーズに即応した施策の検討と福祉施策の役割について協議し、事業の有効性を図るため協働体制をさらに強化する必要がある。	5	4	5	5	○
19	老人憩の家管理運営	介護福祉課 高齢者支援係	1	9	砂川市空知太老人憩の家運営委員会、砂川市石山団地町内会、砂川市北光団地町内会、砂川市南吉野町内会長連絡協議会、砂川市宮川老人憩の家運営委員会	高齢者及び地域住民の活動・交流の場となっている老人憩の家の管理運営について、地域の町内会等を指定管理者として指定し、地域住民が主体となって管理運営を行うとともに利用の促進を図っている。	※平成17年度までは管理運営委託、平成18年度より指定管理者制度へ移行	昭和 44年度～	地域の町内会等を指定管理者とすることにより、地域住民の主体的で柔軟な管理運営が図られている。	町内会等の担い手不足や施設・設備の老朽化により管理業務が難しい状況にある。施設の保全・維持等における検討を継続して行う必要がある。	5	3	5	5	○
20	高齢者情報提供事業	介護福祉課 高齢者支援係	1	10	砂川市社会福祉協議会、町内会、自治会	65歳以上高齢者に係る住所、氏名、年齢、性別と本人が提供に同意した情報を市が一元管理し、社会福祉協議会を通じ希望する町内会・自治会へ提供することを可能とした。これにより、地域における支援が必要な高齢者の把握が容易になるとともに、効果的・効率的な見守り活動の推進が可能となる。		平成 25年度～	高齢者情報を共有することにより、町内会等に居住する高齢者の状況を把握することが可能となるとともに、関係者による効果的かつ効率的な地域での見守り活動に寄与できている。	令和6年度については、32カ所との協議を実施した。令和7年度以降も継続して実施する。	4	4	5	4	-
21	地域高齢者見守り事業	介護福祉課 高齢者支援係	1	10	町内会、自治会、民生児童委員協議会(民生委員)	高齢者情報提供事業による高齢者(65歳以上)情報等を活用し、市、地域包括支援センター、町内会・自治会、民生児童委員協議会(民生委員)が連携し、地域の実情に合わせた高齢者見守り体制を構築することにより、早期に問題を発見し効果的な支援につなげる。 令和4年度から、見守り対象世帯を独居70歳以上(これまで65歳)へ引き上げるとともに、夫婦等世帯を75歳以上(これまで80歳以上)へ引き下げている。 また、訪問対象の増加に伴い、郵便による調査を実施している。		平成 25年度～	町内会や民生児童委員の協力の下、一人暮らしの高齢者を中心に身体、生活状況の把握等に取り組み、情報の共有化と持続的な見守り体制が構築されている。	令和6年度については、市と地域包括支援センター合せて514人の高齢者への調査を実施し、今後も同様の方法を継続する。	-	5	5	4	-
22	高齢者支え合いネットワーク事業	介護福祉課 高齢者支援係	1	10	市内事業者 【協力機関】滝川警察署、砂川地区広域消防組合、札幌法務局滝川支局、滝川保健所 【協力団体】砂川商工会議所、砂川商店会連合会、砂川建設協会、砂川観光協会	市と市内で活動している事業者が協定を締結し、事業者が日常の業務の中で高齢者の異変に気づいた場合、市や地域包括支援センターに連絡することで、早期に問題を発見し効果的な支援につなげる。	・協定締結事業者数(3月31日現在)135事業者 ・協力機関、協力団体 4機関、4団体	平成 25年度～	事業者が業務中に高齢者の異変に気付いた場合に通報してもらうことで、早期に問題を発見し効果的な支援に繋げることができる。	新規事業所が増えていない状況が続いていることから、引き続き協力事業者を募り拡大を図る。	-	4	5	-	-

23	地域サロン活動支援事業	介護福祉課 高齢者支援係	1	10	サロン団体	主に高齢者を対象にして、地域で自主的に運営されるサロン団体が行う地域サロン活動に対して、外部講師を派遣または会場使用料を助成し活動を支援する。		平成 25年度～	地域で自主的に運営している団体が 行うサロン活動に対し、リハビリ職など外 部講師の派遣や会場費の助成を行うこ とで、活動の継続と活性化が図られてい る。	介護予防の理解と事業周知の徹底を 図るとともに、さらなる活動の継続・拡大 を図る支援の必要がある。	3	4	5	4	○
24	サテライト 地域包括支援センター事 業	介護福祉課 高齢者支援係	1	10	老人クラブ等	地域で高齢者等が活動する場に、地域包括支援セン ター職員が伺い、総合相談や介護・福祉に関する情報提 供等を行う。		平成 25年度～	地域包括支援センターの職員が直接地 域に出向き情報提供等を行うことで、地 域包括支援センターの認知度の向上を 図りながら、地域との連携の強化に繋げ ている。	令和6年度においては3件実施した。今 後も事業の活用を推進するため、老人ク ラブ等、各種団体に対して事業周知を 強化する必要がある。	4	4	-	4	-
25	いきいき運動推進員派遣 事業	ふれあいセンター 保健予防係	1	10	いきいき運動推進員、 町内会、老人クラブ、 地域包括支援セン ター、社会福祉協議 会、地域サロン、砂川 市立病院	可能な限り、高齢者が地域において自立した生活が送れ るよう、閉じこもり予防や運動機能の向上などを図るため、 地域のリーダーとなって介護予防を推進する「いきいき運 動推進員」を養成。養成講座終了後は「いきいき運動推進 員」として市に登録し、各種団体から要望があれば、推進 員を派遣し、介護予防に有効な運動を行ってもら。活動 場所としては、老人クラブ・町内会・サロンなど、高齢者が 集まる機会を活用し、いきいき体操の普及を図る。また、月 に1回いきいき運動推進員交流会を開催し、活動の状況 や方向性の確認・情報交換を行う。また、年に1回スキル アップ研修会として砂川市立病院リハビリ科職員に講師を 依頼し実施している。	【令和6年度活動実績】いきい き運動推進員活動97回、交 流会12回、スキルアップ研修 会1回	平成 18年度～	老人クラブや町内会・サロンからの依頼 により、計画通りに活動の場で運動を提 供することができた。	通いの場の参加数が減り、存続が厳しい サロンやクラブがある。またいきいき運動 推進員も高齢化により退会を希望する者 もあり、人数が減少している。各サロン・ クラブが継続した運動が実施できるよう 支援を継続していく必要がある。	4	4	4	5	○
26	認知症を抱える家族の 交流会活動	ふれあいセンター 保健予防係	1	10	砂川市認知症を抱える 家族の会、砂川市地域 包括支援センター、砂 川市社会福祉協議会、 NPO法人中空知・地域 で認知症を支える会	認知症を抱える家族が、認知症を正しく理解し、適切な 対応ができること、精神的な介護負担の軽減を図ることを 目的に、月に1回家族交流会を主軸に活動を行っている。 コロナ禍で感染対策を講じながら継続し、関係団体、高齢 者支援係と共に情報提供や会の運営支援と、新規ケース を家族会につなげる役割を担っている。	【令和6年度活動実績】 情報交流会(10回)、役員会 (12回)、リフレッシュ交流事 業(2回)、午後の茶話会(0 回)、自主研修会(2回)、認知 症カフェへ、チームオレンジ への参加協力(高齢者支援 係・包括支援センター主催)、 諸研修会への参加や団体の 依頼による情報交換会等	平成 19年度～	○長年の活動が評価され砂川市貢献者 表彰を受賞した。役員の士気も高まった。 ○会員、関係各所の協力のもと(特に、 認知症地域支援推進員が毎回参加)、 事業計画を予定通り実施できた。 ○賛助会員の参加を積極的に働きかけ、 参加・協力を得られ、会の理解と共に 応援して頂ける。また、会員相互の繋 がりにより新会員に繋がっている。	●近年は「在宅」で介護をする家族が減少 しているのか、定例交流会等の活動 に参加できる方も限られている。市民等 の関心が高まっており、認知症基本法の 成立などを踏まえても、時代に合わせた 活動にしていくため、関心を持つ者の参 加受入など、認知症本人や介護者、地 域の者が住みやすい地域となるよう、仲 間の輪を大きくしていくため、前進する 年にしていきたいと考えている。	5	5	5	4	○
27	食生活改善協議会	ふれあいセンター 保健予防係	1	7 10	砂川市食生活改善協 議会、町内会、砂川市 市民文化祭実行委員 会	市民の健康の保持増進を図るため、平成4年度から適宜 食生活改善推進員養成講座を開催し、その後協議会を立ち 上げ自主組織として活動をしている。保健師・栄養士も 加わり市民の健康状況を伝えながら毎年の活動方針を定め、 町内会や各種団体などに、調理実習や講話を通して 食生活改善の普及活動を実施している。活動資金の一助 として市から補助金を助成している。	【令和6年度活動状況】・自主 研修(4回)・学習会(3回)・ 役員会(12回)・砂川市食生 活改善協議会総会(1回)・自 主活動(国保特定健診結果 説明会時の食生活改善普及 活動7月、11月の2回)・いき いきシニアプログラムでの食育 普及活動(2回)・研修旅行(1 回)・砂川市市民文化祭・ボラ ンティア活動(ゆう百歳体操 10周年記念事業)	平成 4年度～	昨年度に引き続き、広報でのレシピ紹 介、市民文化祭への出展、国保特定健 診結果説明会時の食生活改善普及活 動を実施し、砂川市の健康課題である 高血圧に焦点を置き。減塩について啓 発活動を実施した。今年度初の試みとし て、いきいきシニアプログラムでの食育 普及活動とし、22名に対しフレイル予防 の試食・講話を実施した。また、すなが わ健康ポイント事業特典の減塩食品セッ トに減塩食品を活用したレシピの提供を 行うなど砂川市民への食育普及活動を実 施することが出来た(配布196名)。	引き続き、国保特定健診結果説明会や いきいきシニアプログラム時の食育普及 活動を行うとともに、市民の健康課題解 決に向けた取り組みだけではなく、食環 境も変化している事から時代に応じた形 での活動も検討していく必要がある。	5	5	4	5	○
28	砂川地域療育推進協議 会	子ども通園セン ター管理係	1	4	空知総合振興局保健 環境部社会福祉課、空 知総合振興局保健環 境部児童相談室、空知 総合振興局保健環境 部滝川地域保健室、広 域相談支援体制整備 事業 (空知圏域)地域づくり コーディネーター、構 成市町障害福祉担当 課長、構成市町児童・ 障害・教育担当者・保 健師、砂川市通級指導 教室、砂川市知的障害 者相談員	砂川地域療育推進協議会設置要綱により、砂川地域に おける障害児の早期発見、早期療育の一貫した体制整備 と関係者の密接な連携を確保し、総合的かつ効果的な地 域療育を推進するため、障害児療育等の企画調整及び推 進に関することや情報交換、療育等関係職員の研修の企 画及び実施に関すること等について協議を行っている。		平成4年度～	年1回の総会と年2回事業を運営する 2市4町(砂川市、歌志内市、上砂川町、 奈井江町、浦臼町、新十津川町)の障 害福祉担当課長と療育支援に関する情 報・意見交換を行いながら情報の共有 化と連携した運営が行われた。また、療 育等関係職員の研修会を実施し、最新 の支援方法について理解を深めることが できた。	近年の利用ニーズの高まりや多様化から 発達相談や利用児童が増加しており、 地域の関係機関と連携をしつつ療育体 制の充実を図りながら進める必要があ る。	5	3	5	5	○

29	市立病院ボランティア活動	市立病院 地域医療連携課 地域医療連携係	1	10	—	・より健やかに思いやりのある病院をつくるために、市民ボランティアの協力を得て ガイドボランティアを実施 外来患者さんの受診援助、入院患者さんの案内・車いすの清掃などを行う	令和7年3月末日現在 ガイドボランティア 11名登録	平成 16年度～	外来患者さんのサポートや、話し相手などを行っている	ガイドボランティアの高齢化	2	2	4	3	○
30	がん市民講座	市立病院 がん相談支援センター がん診療相談支援係	1	1	空知医師会 砂川市（ふれあいセンター）	市民向けのがん啓蒙活動として「がん市民講座」を開催している。 平成24年度（第19回）から空知医師会と、平成28年度（第29回）からは砂川市（ふれあいセンター）と共催し、健康ポイントカード事業として運営等の連携により内容の充実を図っている。 令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症のため休止していたが、令和5年度は新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い再開した。	令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症のため休止していたが、令和5年度は新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い再開した。 第35回 参加者38名（R5. 11. 21） 第36回 参加者77名（R6. 3. 17） 第37回 参加者87名（R6. 10. 12） 第38回 参加者73名（R7. 3. 2）	平成 24年度～	がんに関する専門的知識を多職種から講演し、わかりやすく市民が参加できると評判が良く、喜ばれている。 砂川市以外の近隣住民も多数参加している。	次年度以降も、定期開催に努める。	5	5	5	5	○
31	がんサロン	市立病院 がん相談支援センター がん診療相談支援係	1	10		がん患者さんやその家族数名（ピアサポーター）が中心となって企画・立案を行い、病院職員が協力する形で「がんサロン」を開設している。 「がんサロン」はピアサポーターが進行役となり、がん患者さんやその家族が、心の悩みや体験を語り合い、当院がん専門スタッフも参加し、参加者の悩みに対応している。 がんサロンは、月1回第2水曜日に開催。令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症のため休止していたが、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い再開した。	ピアサポーターとは、「同じ立場の人がサポートすること」で、当院がん専門員からの研修を受けた人が、令和7年2月末現在11人登録している。	平成 24年度～	がんに関する患者本人や家族など、どなたでも自由に集まり話をして、話を聞く場所として評判が良く、喜ばれている。	次年度以降も、定期開催に努める。	5	5	5	5	○
32	認知症疾患医療協議会	市立病院 認知症疾患医療センター	1	10	深川市認知症ケア研究会、岩見沢地域包括支援センター、砂川市、滝川・岩見沢、深川保健所、NPO法人中空知地域で認知症を支える会	平成24年度より当院は認知症疾患医療センターとしての指定を受け、空知全域を網羅するため管内の3保健所及び包括支援センター等と地域の認知症に関する情報共有や課題等について念に2回協議している。今年度はR7.3.13にケアスタッフ研修会と合わせて1回開催した。		令和 6年度～	本協議会は、当院が認知症疾患医療センター指定に伴う設置義務があり、空知管内唯一のセンターでもあることから全空知を網羅する。各関係機関と年に2回開催し、管内全体の認知症に関する各地域の取り組みや課題などについてこの機会に一堂に会して情報共有するため、貴重な機会となっている。	参集者が減っている。	3	2	3	3	－
33	砂川市認知症ケア向上推進事業	市立病院 認知症疾患医療センター	1	7	NPO法人中空知・地域で認知症を支える会	本事業は、市がNPO法人中空知・地域で認知症を支える会に委託事業として開始され、当認知症疾患医療センターの認知症医療連携協議会のメンバーでもある。相互関係から、協力体制の下、認知症に関する啓発事業を行ってきた。例年、認知症多職種事例検討会・ケアスタッフ研修会・市民健康フォーラムを開催し、本年度は12回開催し延べ約1,519名の専門職、地域住民が参加し認知症に関する理解を深めた。		令和 6年度～	事例検討会、研修会を通して、認知症高齢者への対応の仕方、医学的知識の醸成、地域で認知症支える仕組み、職種間の業務理解や情報共有等、複合的に学ぶ機会を提供できた。	市、道、国の施策にも注視しながら、時代に即した事業の工夫が必要だと考えいます。	5	5	5	5	－
34	一般社団法人認知症支援ボランティアぽっけ後方支援	市立病院 認知症疾患医療センター	1	7	NPO法人中空知地域で認知症を支える、管内地域包括支援センター、砂川市、管内介護支援事業所	砂川市、滝川市を中心として有償活動を行っており、認知症の方の傾聴、受診付添いや安否確認などを行っている。しかしコロナの影響により活動時間は、半減し今年度も年間約1,200時間の活動にとどまっている。活動の依頼は、地域包括支援センター・居宅事業所のケアマネジャーからもあり、介護サービス以外の生活の隙間の支援を行っている。当センターとしては、会員養成講座の協力や月例会に出席し助言等を行っている。H30年に一般社団法人となり、今後、行政との介護予防事業等により連携を図れればと活動を継続していたが、赤字運営が続いたため、法人解散により任意団体として活動を継続していく。		令和6年度～	本活動は、砂川市内、中空知管内の地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等からの依頼により受診付き添いを主に有償ボランティア活動をしている。砂川市立病院認知症疾患医療センターとしても後方支援している。	コロナ感染拡大により、活動の自粛と会員の高齢化に伴いコーディネーターが退会することから、新体制で活動の見直しを行っている。	3	3	3	3	－

35	住民と学ぶ避難所訓練	市長公室課 防災対策係	2	10	朝日町内会、宮川町内会、新宮川町内会、南日の出町内会、新日の出町内会、親宮町内会	近年頻発する大規模自然災害での教訓を活かし、災害から命や財産を守るために必要な、自助・共助に関する知識の啓発や、住民による避難所運営のあり方、冬期の避難所生活を体験できる訓練などを実施することで防災意識の高揚を図る。令和6年度は「北海道避難所運営ゲーム(Doはぐ)」「非常食体験」「段ボールベッド設営訓練」を通じ、冬期の避難所運営などについて学んだ。		令和 2年度～	避難所の運営を疑似体験できる避難所運営ゲーム等を実施したことで、災害時に起き得る状況の理解と適切な対応を学ぶことができた。	訓練内容について町内会側からの様々な要望が挙がった。今後は要望をより反映できるように、訓練実施時期の早期決定と打ち合わせをしっかりと行っていくように努める。	5	5	5	5	○
36	砂川地区暴力追放運動推進協議会	市民生活課 生活交通係	2	3	運動の趣旨に賛同する機関・団体	砂川地区暴力追放運動推進協議会は、暴力追放運動等を推進し犯罪のない地域づくりを進めるために設置された団体で、滝川警察署管轄1市3町(砂川市、奈井江町、浦臼町、上砂川町)内の運動の趣旨に賛同する機関・団体を会員として組織され、市民生活課生活交通係は事務局の一員となっている。 主な活動は暴力を追放するための啓発であり、イベント時や集客施設での啓発活動や立て看板、ポスターなどを活用した広報活動を行っている。		昭和 63年度～	砂川地区暴力追放運動推進協議会は滝川警察署が主体的な役割を担っているが、市は協議会事務局の一員として、滝川警察署や協議会役員と打合せを行いながら啓発活動等を実施し、市と協議会との相互理解や協力関係を深めることができた。	特になし。	4	-	4	4	○
37	「ものを大切にする運動」推進協議会	市民生活課 生活交通係	2	3	砂川更生保護女性会、砂川消費者協会、砂川手話の会、NPO法人つむぎの家	「ものを大切にする運動」推進協議会は、ものを大切にする運動の推進を図ることを目的に設置された協議会で、市民生活課が事務局となり⑤に記載の4団体で構成している。 例年、協議会の主催により、リサイクル品の販売や不用品を再利用した作品の展示を行う「リサイクル即売会・生活工夫展」を開催している。		昭和 49年度～	「リサイクル即売会」の開催前に、関係団体との打合せ会議の場で目的や役割分担、改善点などを確認しながら事業を実施しており、市と関係団体との相互理解や協力関係を深めることができた。	リサイクル即売会の出品数が減少傾向にあり、関係団体の縮小により協議会の事業運営体制にも課題があることから、令和8年度の第50回開催を最終とすることに市と関係団体とで合意し、残り2回継続して開催することとなっている。	4	4	-	4	○
38	砂川市防犯協会	市民生活課 生活交通係	2	3 7	全86町内会	砂川市防犯協会は、防犯思想の普及を図り犯罪のない明るい郷土の建設を目的に設置された団体である。会則上は「砂川市の住民をもって組織する」とされているが、実質的には各町内会に設置された「支部」が活動を推進しており、市民生活課が事務局となっている。 主な活動は、地域安全運動期間中やイベント時に行う街頭啓発をはじめ、防犯旗の設置や新入学児童へのブザー寄贈などを行っている。	市の補助金は、令和6年度33千円。	昭和 33年度～	砂川市防犯協会に補助金を交付したことにより、同協会の円滑な活動に寄与することができた。 また、市は同協会の事務局として、役員と打合せを行いながら啓発活動等を実施しており、市と同協会との相互理解や協力関係を深めることができた。	各町内会の防犯活動をより活発化させるために、砂川市防犯協会の事務局である市としても各町内会の取り組みや要望等を把握していく必要がある。	4	-	4	4	○
39	砂川市交通安全推進委員会	市民生活課 生活交通係	2	3 7	砂川市のほか30団体	砂川市交通安全推進委員会は、交通道德の向上と交通事故の防止のため市民運動を展開する団体として設置され、市民部市民生活課が事務局となり⑤に記載の団体で構成している。 砂川市における交通安全運動の中核的な役割を担っており、期別交通安全運動期間を中心に旗の波啓発やパトライト啓発などの交通安全運動をはじめ、交通事故をなくする市民集会の開催や老人クラブ・小学校等での交通安全教室、独居高齢者訪問指導などの事業を行っている。	市の交付金は、令和6年度7,599千円。	昭和 37年度～	市から砂川市交通安全推進委員会への交付金は、同委員会の主財源であり同委員会の活動に大きく寄与することができた。 また、市は同委員会の事務局であり、構成団体の協力・参加を得て交通安全運動・行事を実施するなど、良好な関係で協働事業を展開することができた。	砂川市交通安全推進委員会が実施する事業について、引き続き構成団体からの意見を聴き、事業の工夫・改善に努めていく。 今後、平成27年12月に施行された飲酒運転撲滅条例に基づき、構成団体と協働による効果的な飲酒運転撲滅運動に取り組んでいく必要がある。	4	4	4	4	○
40	砂川市生活安全推進委員会	市民生活課 生活交通係	2	4	砂川市町内会連合会、砂川市交通安全協会、砂川市防火防災協力会、砂川市老人クラブ連合会、砂川市防犯協会、砂川地区暴力追放運動推進協議会、滝川警察署交通課、滝川警察署生活安全課	当委員会は、砂川市における生活安全対策について協議し意見をいただくために、生活安全団体の代表者や生活安全に関する知識・経験を有する者などからなる8名の委員と1名の公募委員の計9名で構成している。 主な活動としては、委員会を開催して生活安全モデル地域の指定や犯罪・事故を抑止する生活安全対策について協議し、市長に意見を述べることである。		平成 12年度～	令和元年度以降は生活安全モデル地域の応募がないことから諮問事項がなく当委員会を開催していないため、評価(ふりかえり)は見送る。	令和元年度以降は生活安全モデル地域の応募がないことから諮問事項がなく当委員会を開催していないため、評価(ふりかえり)は見送る。	-	-	-	-	-
41	砂川市公害対策審議会	市民生活課 生活交通係	2	4	砂川市立病院、北海道電力(株)砂川発電所、三井化学(株)、空知農業改良普及センター中空支所、砂川地区連合会、砂川市農業委員会、砂川商工会議所	当審議会は、公害対策に関して専門的な調査審議をしていただくため、学識経験者や関係行政機関の職員、その他市長が必要と認めた者からなる8名以内の委員で構成している。 審議会は市長の諮問に応じて開催し、公害対策の基本方針や予防対策などを調査審議する。		昭和 46年度～	平成13年度以降は本審議会を開催していないため、評価(ふりかえり)は見送る。	平成13年度以降は本審議会を開催していないため、評価(ふりかえり)は見送る。	-	-	-	-	-

42	砂川市交通安全指導員 会交付金	市民生活課 生活交通係	2	7	砂川市交通安全指導 員会	砂川市交通安全指導員会は、砂川市交通安全指導員設置規則に基づき市長から委嘱を受けた交通安全指導員（現在15名）を会員とし、市民の交通安全の向上を図ることを目的に、交通安全運動期間中の立しよう指導や交通安全行事への参加、自主的な研修活動などを行っている。 砂川市は砂川市交通安全指導員会に交付金を交付することにより、指導員会が進める事業に財政的な支援を行っている。	市の交付金は、令和6年度1、000千円。	昭和 44年度～	砂川市交通安全指導員会に交付金を交付したことにより、同会の円滑な活動に寄与することができた。 また、市と同会とが協力・連携して交通安全運動を実施するのみならず、市職員が同会の研修会や行事に参加するなど会員と接する場面も多いため、市と同会との相互理解や協力関係を深めることができた。	特になし。	-	-	5	5	○
43	防犯灯設置費・維持費補 助金	市民生活課 生活交通係	2	7	防犯灯を設置・維持す る団体（87団体）	砂川市防犯灯補助規則に基づき、市内の夜間における交通安全及び治安維持を図るため、防犯灯を設置・維持する団体に対して、設置費の50％以内、維持費の80％以内を補助する。なお、平成24年度に規則を一部改正し、LED灯を設置した場合に限り、平成26年度までの3年間について設置費補助率を90％以内とした。 また、平成25年度に町内会等が維持管理する水銀防犯灯等をLED化する事業を実施した。 平成27年度より設置費補助率は50％以内としている。		昭和 35年度～	市が補助金を交付したことにより、町内会等が防犯灯を適正に設置・維持し、犯罪や事故の抑止に資することができた。	特になし。	-	-	-	-	-
44	砂川市交通安全協会交 付金	市民生活課 生活交通係	2	7	砂川市交通安全協会	砂川市交通安全協会は、砂川市内の交通安全に寄与することを目的に、関係団体と連携し期別交通安全運動期間中の交通安全運動や各種行事における啓発活動を行っている。 砂川市は砂川市交通安全協会に交付金を交付することにより、協会が進める事業に財政的な支援を行っている。	市の交付金は、令和6年度405千円。	昭和 47年度～	砂川市交通安全協会に補助金を交付したことにより、同協会の円滑な活動に寄与することができた。	特になし。	-	-	4	-	-
45	消費生活相談業務委託	市民生活課 生活交通係	2	8	砂川消費者協会	市民からの消費生活相談に的確かつ迅速に対応するため、専門的な研修を受講した相談員を配置できる砂川消費者協会に消費生活相談業務を委託している。 委託内容は、開設時間を毎週月・火・木・金曜日の午前10時から午後3時までとし、市民からの消費生活に関する相談に対応し、情報提供や助言、事業者等との交渉などを行うこととしている。		昭和 24年度～	専門的な相談員を配置できる砂川消費者協会に消費生活相談を委託したことにより、市民の幅広く複雑な相談に対応できる相談窓口を開設することができた。 また、市と委託先である消費者協会が消費生活相談に関する情報交換を日常的に行うことなどにより、相互理解や協力関係を深めることができた。	相談内容の高度化や相談員の高齢化による人材不足などから、砂川消費者協会での受け入れが困難であるとの報告を受け、令和7年度からは滝川地方消費者センターへ依頼し広域的対応に変更する。	-	-	4	4	○
46	コミュニティセンター管理 運営委託	市民生活課 生活交通係	6	9	そらっぷセンター運営 委員会、砂川市東地区 コミュニティセンター管 理運営協議会、南地区 コミュニティセンター運 営委員会	砂川市が設置する北地区・東地区・南地区コミュニティセンターの管理・運営について、地域住民が自主的に活動し、住民相互の交流の場として、また市民活動の促進を図ることを目的として、⑤に記載の団体をそれぞれ指定管理者として指定している。指定を受けた団体は、市との協定に基づき、各コミュニティセンターの維持管理、使用許可、料金徴収等を行っている。		委託開始は次のとおり。指定管理者は3施設とも平成18年4月より。 ・北コミ H14.12 ・東コミ H15.4 ・南コミ H17.9	指定管理者制度を活用してコミュニティセンターを管理運営したことにより、地域住民による主体的かつ柔軟な管理運営が可能となり、施設の有効利用や地域コミュニティの醸成が図られた。	利用減少による収入減や物価高騰による運営費用の増加、協力する管理員の不足などの課題があり、さらなる利用促進策や施設管理について、今後も運営協議会等指定管理者と市とが協議して双方の役割を果たしていく必要がある。	-	-	4	4	○
47	資源ごみ団体回収助成 事業	市民生活課 環境衛生係	2	7	資源回収登録団体（町 内会等72団体）、資源 回収協力業者（事業者 3団体）	ごみの減量化を推進し、環境保全と資源の有効利用に資することを目的として、町内会やその他市長が適当と認める団体がまとまって資源回収を行った場合に、回収団体には回収業者に引き渡した資源の量1kgにつき3円の奨励金、また、回収業者には買い取った資源の量1kgにつき1円の協力金を補助金として交付している。	資源回収実施団体：72団 体 回収実績：紙類・びん類・缶 類など 346,173kg	平成 6年度～	町内会等の団体が資源回収を行うことにより、再生可能な資源ごみがリサイクルされ、ごみ減量と資源の有効利用を図ることが出来る。更に市民のリサイクル意識の高揚にもつながっている。	平成26年度より、集団資源回収を促進している「雑紙類」の分別について、資源回収時の実態把握や各実施団体との情報交換を行う必要がある。また、年々全体の回収量が減少しており、その対策も必要である。	-	-	-	-	-
48	砂川市衛生組合支援事 業	市民生活課 環境衛生係	2	7	衛生組合加入の61町 内会	砂川市衛生組合は、市民が清潔で明るい健康な生活を保持するための地域活動を行う事を目的に設置された団体である。市内にある町内会のうち、組合に加入している61町内会の世帯をもって構成され、活動の推進は加入町内会の衛生支部長61名が行い、市民生活課が事務局となっている。なお、例年7月に開催している「パンク歌志内川清掃」は衛生組合を含めた13団体と川沿い6町内会が協力して実施しており、100名程の参加がある。	（主な活動） ・一斉清掃啓発運動（春・秋） ・飛散ごみ回収（春・秋） ・パンク歌志内川清掃（春・秋） ・空き地管理状況調査 ・衛生組合だより発行	昭和 33年度～	衛生組合主催の各事業には、多くの市民が参加しており、市民の環境美化意識の向上につながっている。事業内容についても衛生組合役員と詳細まで協議することにより、円滑かつ効率的に行われている。	衛生組合が実施する活動を更に全市的なものとするには、未加入町内会に対する働き掛けが必要であるが、地域に対する恩恵という部分では各町内会の自主性に依存する部分が多く、困難である。	-	-	-	-	-

49	砂川市婦人防火クラブ	消防予防課 広報係	2	3	市民(女性)	当会は、会員相互の親睦融和を図り、家庭における火災予防の普及徹底並びに防火思想の向上を図り、併せて婦人の防火教育に寄与し、市内に居住する成人女性の希望者をもって構成し、火災予防広報活動及び消防演習などへの参加を積極的に行っている。砂川消防署が事務局となっている。		平成 元年度～	視察研修、研修会(砂川市地域おこし協力隊出張教室)も実施し、防災・火災予防思想の向上を図っている。	会員の高齢化が進んでいることから、継続して若年層の方の勧誘を積極的に行っていく必要がある。	5	5	5	4	-
50	砂川市防火防災協力会	消防予防課 広報係	2	3	全86町内会	当会は、火災予防をはじめ各種防災の徹底と消防活動の円滑化を図り、住みよい郷土の建設を目的とする団体で、全町内会により構成する。各町内会に防火支部長を置き、事業の推進を図っている。主な活動内容は、防火支部長研修会及び防火教室の開催、自主防災組織の推進、火災予防広報運動、防火防災だよりの発行による啓発等。平成23年度より救急情報キットの配布事業を行い災害弱者の見守りを推進、令和2年度より住宅用火災警報器支給事業を行い住宅火災による焼死者減少を図り、令和3年度からは住宅用消火器具支給事業を行っている。砂川消防署が事務局となっている。		昭和 45年度～	防火支部長研修会及び住宅用火災警報器支給事業、住宅用消火器具支給事業を実施し火災予防の啓発を図った。また、自主防災組織加入町内会が1件あった。	住警器の設置義務化から10年以上経過し、電池切れ等不具合の可能性があるため電池交換や点検の周知が必要となる。また自主防災組織については今後憂慮される自然災害に対応するため設立数の増加に努めたい。	5	5	5	5	-
51	市民防火のつどい	消防予防課 広報係	2	1	砂川市防火団体連絡委員会、砂川消防団、砂川市幼年消防クラブ	市民に防火をはじめ各種防災に関する知識の普及啓発を図り、地域住民の相互協力により災害に強い安全なまちづくりを築くことを目的として、市内防火団体で組織する砂川市防火団体連絡委員会が主催となり開催している。催しでは、多くの市民が参集し各種防災に関する展示や消防車両及び資機材を広く紹介しながら啓発を図っている。砂川消防署、砂川消防団が共催団体となっている。		昭和 46年度～	砂川地区広域消防組合では、感染症等に関する行動指針の出動体制維持の為、今年度においても事業は中止となった。	出動体制維持、防火PR効率、熱中症の懸念等により主催の防団連の役員会にて協議した結果、今後「防火のつどい」から代替事業として実施していたラブリバーや中空知大収穫祭で防火PRを実施していくこととなった。	5	-	-	-	-
52	砂川市少年消防クラブ	消防予防課 広報係	2	3	市民(小学生)	市内に住む小学校4年生から6年生までの希望者と、その指導者及び育成に当たる幹事で構成する。少年期に防火をはじめとする各種防災に関する体験型学習、ボランティア活動を通じて教育を行い、地域における防災の担い手を育成することを目的に活動する。		平成 9年度～	視察研修(千歳市防災学習交流センター)を実施した。事業計画どおり消防体験・退団式を実施し防火・防災思想の向上を図っている。	少子化の影響を受け年々加入者数が減少傾向であることから、来年度から学年を3年生から6年生までに拡大する。	5	5	5	5	-
53	砂川地区防火安全協議会	消防予防課 保安係	2	3	市内関係事業所	当会は、砂川地区(砂川市・浦臼町・奈井江町・上砂川町)内の防火対象物及び危険物施設、液化石油ガス施設などにおける災害防止のため、研究と研修を行い、防災体制の強化を図り、職場の健全な振興発展と社会公共の福祉の増進に寄与することを目的として設立した団体で、火災予防運動への協賛及び危険物安全週間の啓発など、事業所における火の用心の呼びかけや、市民防火のつどいへの共催を行っている。砂川消防署が事務局となっている。	令和7年3月現在、会員は砂川市内103事業所。	平成 14年度～	昨年度まで事業や活動が制限されていたが、役員が中心となり、研修会など各種事業を段階的に再開し、組織の活動方針が内向的にならず、地域に密着したものとなり組織の目的以上の役割を果たせるようになっていく。	加盟者個々の事業形態が多様なことから、日程調整が困難で各種行事への参加率が頭打ちとなっており、加盟者間の公平性の向上を図る必要がある。	5	4	3	4	○
54	ジャリン子四季体験塾	社会教育課 社会教育係	3	3	すながわ子どもセンター協議会	各団体が連携・協力して協議会を組織し、地域における様々な四季の自然体験活動を通じて生きる力や学びに向かう力を身につけた子どもを育てる。 また、上記を通して砂川の未来を担うリーダーの育成を図る。		平成 13年度～	延124名の親子が参加し、各団体の連携協力により、意欲的に活動する子どもを育成する事業を行った。	委員の高齢化や多忙化により事業を運営する人材が減少しており、確保が必要となっている。	4	4	4	4	○
55	ジャリン子夏祭り	社会教育課 社会教育係	3	3 7	砂川市子ども会育成団体連絡協議会	かつては、地域子ども会が子ども会育成団体連絡協議会を組織し、事業の企画運営は子ども会リーダーが主体となっていたが、単位子ども会の衰退により各子ども会でリーダーを集めることが困難となっている。そのため、子連協役員で協議し事業を実施するとともに、地域の方にスタッフとして協力していただきながら市内全域の子どもたちを対象として、遊びや体験活動を通じて夏ならではの屋外の魅力を伝える事業となっている。		平成 13年度～	砂川市民生児童委員協議会や更生保護女性会、砂川高校生徒の協力を得て、140名の親子が屋外活動に対する意欲を高めることができた。	子連協役員の担い手や事業の運営に必要なボランティアスタッフが減少しており、人材の確保が必要となっている。	4	3	4	4	○

56	国際交流 ふれあい事業	社会教育課 社会教育係	3	3	国際交流ふれあい委員会	市民有志により委員会を組織し、子どもたちが外国人と豊かにふれあいながら外国の文化・風習・言語に親しみ、国際社会への興味・関心を持たせる事業を行っている。 なお、令和6年度からジャリン子ハロウィーン事業を統合し、年2回の事業内容の候補として位置付けることとしている。		平成 13年度～	近隣市町のALTの協力を得て、延52名の親子が外国の文化・風習・言語に親しむことができた。	委員の高齢化や多忙化により事業を運営する人材が減少しており、確保が必要となっている。	5	5	5	5	○
57	放課後子ども教室	社会教育課 社会教育係	3	3 10	放課後子ども教室運営委員会	各小学校教頭、放課後子ども教室サポーター、学童保育所指導員で運営委員会を組織し、放課後に子どもの安全・安心な居場所を設けるとともに、様々な体験活動を通じて異年齢間の交流を深める事業となっている。 地域ボランティアと社会教育課職員がともに運営にあっている。		平成 19年度～	運営委員会や指導員・サポーターの協力を得て、安全安心な居場所づくりに取り組むことができた。また、新型コロナウイルス感染症対策が緩和されプログラムの幅が広がったことなどにより、昨年度よりも評価が上がった。	地域活動に参画する市民の高齢化や固定化により、指導員・サポーターの担い手が不足しており、新たな人材の確保が必要となっている。 また、令和8年度の義務教育学校開校に向けて実施方法の検討を進める必要がある。	4	4	5	4	○
58	あいさつ運動	社会教育課 社会教育係	3	3	あいさつ運動推進委員会、砂川市町内会連合会、砂川市PTA連合会、砂川市老人クラブ連合会、砂川市民生児童委員協議会	学校・家庭・地域が協働して推進委員会を組織し、市内各所で各団体が連携・協力してあいさつ運動を展開・啓発することにより、温かい地域と心豊かな子どもの育成に努めている。		平成 12年度～	今年度は市内各所で59団体、延2,768人の参加のもと連携・協力して子どもたちの心豊かな育成に努めた。	令和8年度義務教育学校開校に向け、声掛け活動の配置を見直す必要がある。	4	4	3	4	○
59	家庭教育サポート企業	社会教育課 社会教育係	3	10	市内企業等(現在93社)	家庭教育を支援するための職場環境づくりに取り組む企業等との連携を深め、家庭教育の推進を図っている。 企業の取り組みとしては、職場見学・職場体験の受入れ、地域行事への協力・支援、学校行事への参加促進、安心安全な地域づくりへの協力などを行っており、教育委員会からは主にオアシス通信等を活用して学校情報や家庭教育情報等の情報提供を行っている。		平成 23年度～	不審者、熊出没情報、学校行事予定等の情報提供・共有を行った。また、サポート企業5社の協力のもと子ども職場見学・体験活動を行い、キャリア教育の推進、家庭教育の推進を図った。	学校、地域で家庭教育を支援する機能を一層高めるため、企業訪問時に本事業の趣旨を説明し、事業の浸透を図ることが必要となっている。	3	3	4	3	-
60	生涯学習市民の集い	社会教育課 社会教育係	3	3 10	砂川市社会教育委員の会議 事業協力企業、団体	校長会、団体の代表者、学識経験者、家庭教育に関係する市民15名で組織する社会教育委員の会議が企画・運営にあたり、様々な体験活動を通した学習の機会を提供している。幅広い年代の参加者が砂川市の生涯学習の現状やその楽しさを知ること、自らが積極的に学習活動に取り組む機会とし、市民の生涯学習を推進している。		平成18年度～	コロナ過の影響で昨年度は大幅に減少していた参加者も継続して事業を実施することで参加者が増加した。 市内企業・団体の協力により、様々な体験ができる事業となっているので、参加者の満足度の高い事業となっている。	運営について、主催である社会教育委員にも準備作業を担当してもらうなど見直しを図ったが、参加者数の回復を図るため周知先を増やしたため、全体的な業務量の増加により事務局の負担は依然として大きい。今後も改善を図っていく必要がある。出展内容について、大人向けの内容を増やすなど、子ども向けに偏っていた出展内容の見直し図ったが、参加者層の大きな改善とはならなかったので引き続き改善を図る必要がある。	4	3	4	4	○
61	地域学校協働本部事業	社会教育課 社会教育係	3	10	地域及び学校	地域と学校が相互の連携・協働のもと、地域づくりと学校づくりを進め、一体となって子どもを支え育てる環境を構築する。 また、児童生徒をはじめとした市民の学習活動や子育て・家庭教育を支援するボランティアの登録・派遣に関する体制を整備するため「学習支援等ボランティア人材・団体バンク」を作成し、地域人材や団体等の積極的な活動を推進する。		平成20年度～	学校(学校運営協議会)の依頼を受けて、職場体験の受入れ先や授業の外部講師の調整を行い、地域人材の発掘・活用を図ることができた。また、「学習支援等ボランティア人材・団体バンク」を作成し、地域資源の情報を提供する体制を整えた。	「バンク」の更なる充実を目指し、引き続き地域人材の発掘を行っていく必要がある。	3	3	4	4	-
62	地域交流センターの運営管理	社会教育課 社会教育係	3	9	特定非営利活動(NPO)法人ゆう	NPO法人ゆうを指定管理者に指定し、市との協定に基づき運営管理を行っている。		平成 18年度～	指定管理者と連携・協力し適切に対応しながら運営管理を行った。	開設から16年以上が経過し、建物躯体や設備等に経年劣化が見られることから、引き続き計画的な大規模改修等を行っていく必要がある。また、創造的で活力ある活動が継続して展開されるよう、指定管理者と十分に連携・協力する必要がある。	4	4	5	4	○
63	郷土研究会補助金	社会教育課 社会教育係	3	7	砂川市郷土研究会	郷土砂川の歴史を後世に残すため、郷土研究誌を発行する砂川市郷土研究会に対し補助を行っている。令和6年度においても、前年度同様155,000円を郷土研究会活動運営費の一部経費として予算措置している。		昭和30年度～	砂川市郷土資料研究会が月例活動を行っている。郷土研究誌の発行経費を補助し「郷土研究」を編集・発行している。内容は研修報告や郷土誌の研究報告など現在まで第56集を発行している。	市の歴史、文化、自然等に関する研究を行う大切な役割を担っている団体であるが、会員の高齢化が進行しており活動の維持・継続していくことに課題がある。	4	-	4	4	○
64	文化振興事業	社会教育課 社会教育係	3	7	砂川市文化協会	市民文化の発展に寄与する目的で、「子どもたちの俳句教室」、「百人一首かるた交流会」などの事業を実施する砂川市文化協会へ、事業費の一部を交付金として交付している。		平成25年度～	文化協会が市民文化祭の発展、進行を図ることを目的として実施している。市民が芸術文化に触れる機会となった。	文化協会主催事業で参加団体が実施する事業への交付金となっている。	4	-	4	4	○

65	市民文化祭	社会教育課 社会教育係	3	3 7	砂川市文化協会	市内で活動する文化団体で実行委員会を組織し、文化活動を行っている全ての市民が、日頃の活動の成果を発表する場として市民文化祭を開催し、多くの人々に鑑賞してもらうことで、会員の技術面や活動意欲の向上を図り、一般市民の文化活動への関心を高めている。		昭和43年度～	実行委員会、総務会が意見交換や事業企画の場として機能しており、主体的に開催されている。	文化活動を行う団体の高齢化や会員の減少が進行していることから、これまで以上に、参加者の活動意欲が向上し、鑑賞者の文化活動への関心が高まるような文化祭となるよう、一層実行委員会の企画・運営力の向上が課題となっている。	5	4	5	5	○
66	子ども110番の家	社会教育課 社会教育係	3	10	—	児童生徒の安全確保を目的とし、PTA役員宅、町内会長宅、民生児童委員宅、商店、事業所等で登録の協力をいただける方(場所)を市教委で指定し、子どもが身の危険を感じた時など緊急時に駆け込みできる場所を確保する。「子ども110番の家」の看板を掲げていただき、子どもが認識できるよう目印とするとともに、抑止の効果や不審者情報を共有し安全確保の充実を図る。		平成13年度～	行政、参加者による地域で子どもを守るという目的の共有のもと、具体策として定着し、子どもが助けを求める場が用意されている。	現実には助けを求めた場合の効果検証などは未知であるが、存在することでの安心感の確保や抑止の効果などの観点から評価されて良い。取組みは知られなければ意味は無いが、危険性なども考慮すると(警察ではないので)PRの方向性などは現状維持でよいと考える。	-	-	-	-	-
67	学校運営協議会	社会教育課 社会教育係	3	4	砂川小学校学校運営協議会、豊沼小学校学校運営協議会、中央小学校学校運営協議会、空知太小学校学校運営協議会、北光小学校学校運営協議会、砂川中学校学校運営協議会	学校と地域が目標やビジョンを共有し、連携・協働しながら子どもを育む「社会に開かれた教育課程」を目指し、学校の運営及び運営に必要な支援に関して協議する機関を設置することにより、学校と地域が一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組む。		令和2年度～	学校運営に関して学校と委員が意見を交換し、地域の声を学校運営に生かしながら、幅広い地域住民の参画を得て、学校と地域が一体となった特色ある学校づくりを進めることができている。	令和8年度に義務教育学校の開校予定となるが、9学年制となり、また、市内全域が地域の範囲となることから、協議会の運営方法や、更なる地域住民の幅広い参画などについて検討していく必要がある。	3	3	-	4	-
68	みんなの音楽まつり補助金	社会教育課 社会教育係	3	7	砂川市文化協会	市民文化の振興、発展、砂川市内の活性化に寄与する目的のため、市民(文化協会会員を含む)が舞台演芸、演舞の発表を実施する砂川文化協会に対し補助を行っている。令和6年度においても、283,000円を砂川文化協会の一部経費として予算措置している。		令和元年度～	文化協会が音楽を楽しむことと共に交流や親睦を図ることを目的として実施し市民が芸術文化に触れる機会となった。	文化協会主催事業で参加団体が実施する事業への交付金となっている。	4	-	4	4	○
69	郷土資料室ボランティア活動	公民館 管理係	3	10	—	郷土資料に対して熱意や知識・技能などを有する市民ボランティアの協力を得て、資料整理などを行っている。	令和6年4月現在 15人登録	平成17年度～	郷土資料室に収蔵されているスピーカー、レコードを利用して定期的にレコードコンサートを開催しているほか、資料整理等は無償ボランティアとして活動している。	寄贈された資料の整理作業、収蔵されている資料の効率的な保管、活用のため、ボランティアの協力は必要であり、登録されているボランティアの活用についてさらに検討していく必要がある。	4	-	4	4	○
70	アメニティ・タウンすながわマラソン大会	スポーツ振興課 振興係	3	2 3	砂川市スポーツ協会、砂川市陸上競技協会	砂川市の観光資源である「北海道子どもの国」の豊かな資源を活用して参加者の健康づくりと市の活性化に資するため、子どもの国周辺に各種コース(10km、5km、3km、親子ペア)を設け、子どもから高齢者まで各世代で楽しめるマラソン大会として、砂川市スポーツ協会などの協力を得ながら開催している。	令和6年度 参加者数 336人	昭和63年度～	コロナ禍の影響を受け4年ぶりの開催となったものの、健康づくりへの寄与と市内外から多くの参加があり、市の活性化に資することができた。	会場周辺における熊の出没の影響を受け、関係者による高レベルの協議の結果、当面は現在の会場で開催する方針が決まったが、今後は開催に伴う負傷者等の発生を防ぐための対策を講じることが課題となる。	3	3	4	3	○
71	北海道中学生剣道錬成大会交付金	スポーツ振興課 振興係	3	1 7	砂川剣道連盟、北海道剣道連盟	はまなす国体を記念して、平成2年から全道中学生剣道大会を招致し、団体開催種目である「剣道」を普及推進するとともに、砂川市の知名度及び活性化に寄与するため、市として共催という立場で事業実施を支援するほか、開催に必要な経費を補助している。	令和6年度 参加者数(選手)686人 交付金額 632千円	平成2年度～	剣道連盟と連携することで大会の運営・準備を円滑に進めることができた。道内から多くの参加者が訪れたことによる経済効果も多少はあると評価している。	駐車場には限りがあることから、主催者にマイカーの規制を促す措置を講じてもらうことも検討しなければならない。	3	3	4	3	○
72	少年スポーツ教室開催事業	スポーツ振興課 振興係	3	10	砂川市スポーツ協会、砂川市スポーツ少年団	砂川市スポーツ協会及びスポーツ少年団と連携協力し、子どもたちへスポーツ体験の場を提供している。知識や技術の習得活動であるとともに心身の健全育成を図る場でもある。4種目の少年団にスポーツ教室の開催をお願いするとともに、謝礼を支出している。	少年スポーツ教室 4教室 軟式野球、剣道、ミニバスケット、サッカー 謝礼 80千円(20千円×4教室)	昭和51年度～	少子化の中にあって本事業の果たす役割や成果は大きいと評価している。	少子化に伴う競技人口の減少により活動が滞ることがないよう、状況によっては今後行政として可能な支援協力を行うていく必要がある。	4	3	4	3	-

73	スポーツ推進委員会事業	スポーツ振興課 振興係	3	4	砂川市スポーツ推進委員	スポーツ推進事業の充実に資するため、各種スポーツに精通しているスポーツ推進委員の会議において年間事業の検証や体育館の有効利用や事業に対する意見を拝聴するほか、連携して各種事業を実施している。	令和6年度 年1回開催 事業実績 ヨットカヌー試乗会 アメニティタウンすながわマ ラソン大会 ゆったりノルディッウォーキン グ教室(H21年度～) 歩くスキー教室(H23年度～)	昭和 37年度～	会議を開催し実施済事業の反省を行うことにより、次回以降の実施に向け、連帯感を深めることができた。	令和7年に委員の改選期を迎えるが、定員である10名の人材を確保することができるかが課題である。	4	3	4	4	-
74	市民体育祭事業	スポーツ振興課 振興係	3	3 7	砂川市スポーツ協会	市民皆スポーツを目指し、市民のためのスポーツ活動を積極的に奨励するとともに、健康の増進に寄与するため実行委員会を組織して開催する。各競技の実施は砂川市スポーツ協会加盟の各団体ごとに行い、実施した1団体当たり27,000円を交付する。	令和6年度 実施団体数 18団体 交付金額 486, 000円	昭和 42年度～	各団体を取り巻く環境や背景はこれまでと変わらない中、開催に向けて各団体による可能な限りの調整が行われ実施に至っていることは、各団体に対し敬意を評すべきものであり、協働活動の成果でもあると考えている。	競技人口が減少している状況があり、開催が困難な種目も存在していることから、引き続き各団体の動向に注視したい。	3	3	3	3	-
75	ヨット・カヌー試乗会	スポーツ振興課 海洋センター管理係	3	10	砂川市スポーツ協会	地域自然施設の「北光公園」を活用し、ヨット・カヌーの基本的な技術指導を通して保護者や地域の方々など、異年齢との関わりの中で自然体験を学ぶことにより、子どもたちの体力及び生きる力を育むと同時に海洋性スポーツの普及を図ることを目的に市が主催している。砂川ヨット・カヌー協会、スポーツ推進協力員やスポーツ推進委員の協力を得ながら実施している。	ヨット・カヌー試乗会【緑と花の祭典と併催】 ※令和6年度参加者数 601人	昭和 53年度～	砂川市スポーツ協会と連携し、スポーツ推進協力員やスポーツ推進委員の協力を得ながら事業を運営した。多くの参加者があり、事故もなく無事に行事を終了することができたことは協働の成果と評価している。	事業の運営については、ボランティアスタッフやスポーツ協会関係者など、市職員以外の多くの方々の協力が必須であり、継続的かつ安定的な協力人員を確保することができるかが課題として挙げられる。	4	4	4	4	-
76	図書館ボランティア活動	図書館 管理係	3	10	—	市民ボランティアの協力を得て、読み聞かせなど子ども読書活動の推進や図書資料の修繕を行なっている。	令和7年3月1日現在 個人:23名: 布のおもちゃ等制作ボランティア:2名 子ども読書活動ボランティア:15名 本の修理ボランティア:6名		布のおもちゃ制作ボランティアは、制作した布のおもちゃが乳幼児や保護者を中心に利用されており、おはなし会参加時のスタンプカードの景品についても作成している。子ども読書活動ボランティアは、読書推進事業に企画から参画し、充実した内容の事業実施に協力してもらっている。図書資料の修理ボランティアは、破損程度が重度になる前に修理をしてもらうことにより、資料の有効活用に繋がっている。	個人23名の活動となっているが、今後の協力体制のあり方について関係ボランティアと協議しつつ、協力依頼時の調整・活動内容の調整などのコーディネートが必要である。また、活動機会の充実が必要である。	4	4	4	4	○
77	砂川市学校給食センター運営委員会	学校給食センター 管理係	3	4	小中学校校長、小中学校教頭、PTA、学校薬剤師	学校給食用物資購入、献立、調理方法、給食費の決定、徴収方法及びその他学校給食センターの運営について、教育委員会の諮問に応じる。	委員16名(校長5名、教頭5名、学校薬剤師1名、PTA5名) 年2回開催	昭和 40年度～	学校給食事業の運営内容について協議し承認を得た。	各学校のPTA役員の中から委員を選出していたが、委員選出が難航する場合がある。	4	-	4	4	-
78	保護者が考えた献立に基づく給食	学校給食センター 管理係	3	10	小中学校、小中学校PTA	各学校で年1～2回、PTA献立委員会等と栄養教諭が作成した献立による給食を提供する。学校給食の献立を家庭の食事に近づけることで、児童生徒にとって身近な学校給食を実施し、保護者にも学校給食についてより深く理解してもらう。		平成 10年度～	5校の献立作成委員会で献立作成の考え方やルールを説明し、実際に献立を作成してもらうことで、給食についての理解を深めてもらった。保護者の給食に対する思いなども聞くことができた。	実施校が増えてきたことから、提供希望日が集中しないように調整する必要がある。	5	5	5	4	-
79	街頭もちつき	消防 管理課 消防団係	3	2 10	砂川もちつき保存会	昭和44年、郷土伝承文化を守るため砂川もちつき保存会が設立され、砂川消防団などの協力を得ながら、市民の「無火災・無災害」を願い「街頭餅つき」を行っている。毎年12月には市内4カ所を巡回し、搗きあがった餅を「安全餅」として多くの市民に配り、安全社会の啓発を目的に活動を行っている。砂川消防署が事務局となっており、平成20年には、砂川市無形民俗文化財第1号の指定を受けている。		昭和 44年度～	令和2年度から新型コロナウイルス感染症拡大防止のため本事業を中止していたが、令和6年12月14日に5年ぶりに開催することができた。	もちつき保存会事務局が署内にあるが、衛生面等道具の管理が困難になっている。また、これまで市内店舗前屋外で餅つきを行い市民に配布していたが、衛生面上の観点から安全祈願祭後、屋内でついた餅を市内店舗前で配布することとしたため、従来の街頭で餅をつく形式ではなくなった。	5	5	5	5	-

80	砂川駅前地区整備に関する事業	開発推進課 開発推進係	4	4	砂川商工会議所、砂川観光協会、市民、その他、本事業に関する事業者、団体	令和元年6月、砂川駅前に新たに「まちの顔」となる拠点施設を整備するため、民間の空き建築物を含む土地、建物(旧永大ビル、SuBACo、旧パーラーグランド)を取得した。施設整備にあたっては、市民・事業者・その他団体等から広く意見を聴いて実施設計に反映させるとともに、持続可能なまちなかの賑わいと当該施設の管理運営となるよう、経済団体を中心とした運営協議会で意見交換を図りながら、指定管理者の候補団体である商工会議所・観光協会と協力及び連携を行って事業を行うものである。		令和 元年度～	条例・規則構築の基礎となる管理運営計画について、運営協議会にて意見交換を行って策定を進めた。また、工事進捗を広報や市ホームページによって市民へ広くわかりやすく周知することができた。	会員それぞれの不満点等がアンケートにおいて確認できたので、1件ずつ意見交換しながら解決に向かっていきたい。	3	4	4	3	○
81	プレミアム商品券発行事業補助	商工労働観光課 商工振興係	4	7	砂川商工会議所	平成20年度から砂川商工会議所が実施するプレミアム商品券発行事業に対し、その経費の一部を補助(平成22年度より)することにより、地元商店街での消費活動を促し商業活性化を図っている。	令和6年度(地方創生臨時交付金事業) ・セット内容:プレミアム商品券 5,000円商品券9枚綴り(全店舗共通券4枚+中小規模店専用券5枚) ・プレミアム率:30% ・販売セット数:19,170セット	平成 22年度～	物価高やエネルギー価格の高騰により低迷する地域内の消費需要を喚起し、地域経済の活性化を目的にプレミアム率30%の商品券発行事業を行い、希望する全世帯を購入対象とした。1億2,000万円分以上の商品券が利用され、うち6,800万円ほどが中小規模店で利用され、一定の経済効果が見られた。	事業の性質上、一時的な消費喚起効果に留まってしまうことを課題としてきたが、商品券を機に、広く市民が中小規模店を知り、利用する機会に繋がり経済効果をもたらしたことは評価できる。令和7年度はより多くの方に利用してもらうべく販売方法を検討し、令和6年度以上の効果に繋がる事業を検討していく。	5	5	5	5	○
82	商店会連合会商品券発行事業補助	商工労働観光課 商工振興係	4	7	砂川商店会連合会	砂川商店会連合会が実施する「サマーチャンス抽選会」及び「ウインターチャンスセール」において、同会加盟店限定で利用できる商品券の発行事業に対して、その経費の一部を補助することにより、商店街の直接的購買行動を促し、地域経済の活性化を図る。	令和6年度は、店頭での三角くじによる抽選を実施した。	平成 23年度～	夏・冬の売出期間いずれも、加盟店においてその場で抽選し商品券を贈呈する形式とした。商品券の利用のために、各店舗へ複数回来店するなど、一定の効果を得られた。	砂川商店会連合会の会員の減少により厳しい運営となっており、購買意欲の上昇につなげる取り組みが必要である。	5	4	5	4	○
83	商業街路灯維持費補助	商工労働観光課 商工振興係	4	7	商業街路灯を設置・維持する団体	中心市街地の商業環境の整備と活性化を図るため、商業街路灯を設置、又は維持及び無電柱化工事を行う団体に対して、設置費の50%以内、維持費の80%以内、無電柱化工事の全額を補助する。		平成 17年度～	維持費の補助を行うことで、夜間の照明が確保され、商店街の通行人や住民に安心・安全を提供することができた。	今後管理団体側の代表者等が変更となった場合も、維持費の負担や商店街路灯の建替えの経過等について充分な引き継ぎがされる必要がある。	4	3	5	4	○
84	商工会議所事業補助金	商工労働観光課 商工振興係	4	7	砂川商工会議所	商工業の振興や地域の発展に資することを目的に、各種事業を行っている当会議所に対し、市が運営経費の一部を補助することにより、円滑な事業展開と市内中小企業者の経営安定につながるよう支援している。		昭和 27年度～	商工会議所へ補助を行うことで、会議所の業務である市内中小企業者の支援等を行うことができた。	廃業等を理由とした会員数の減少等により自主財源の確保が課題であり、事業承継促進事業をはじめとした連携により会員数の増加を図る必要がある。	5	3	5	5	○
85	中小企業等振興補助金	商工労働観光課 商工振興係	4	7	砂川お祭り広場実行委員会	中小企業者又は商店街団体が行う地域住民とのふれあいを深める活性化事業に対して助成を行っている。令和6年度は、砂川お祭り広場実行委員会が実施する「中央市場納涼ビアガーデン」へ補助を行った。		昭和 49年度～	補助を行うことで多くの来場者が集まるイベントの実施につながった。	実施団体の減少及び高齢化などにより商店街でイベントを実施することが困難となってきた。	5	3	5	5	○
86	農商工連携促進補助金	商工労働観光課 商工振興係	4	7	市内中小企業やNPO等、市内農林業者	農林業者及び商工業者間の連携を図り、砂川市の優れた資源を活用して新商品を開発する地元事業者に対し補助金を交付することにより、地域経済の活性化と地域産業の振興を支援する。 【農商工連携促進補助金】 (助成対象者) 市内農林業者と連携する市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等やNPO等。 (助成対象経費及び助成金の額) 対象経費は農林業者からの原材料購入費及び研究開発費とし、上限は10万円とする。		平成 24年度～	本年度は事業実施を希望する団体が無く、実施されなかった。	特になし	-	-	-	-	-
87	買物駐車場管理委託	商工労働観光課 商工振興係	4	7	砂川市買物駐車場管理協議会	市街地での買物等の利便向上を図るため、地域の町内会・新砂川農協等で組織する砂川市買物駐車場管理協議会に砂川市買物駐車場(東1条南1丁目25-1)の管理を委託している。 ○業務内容 ・同駐車場を買物客用として利用させること ・利用時間外の駐車車両の退去と駐車場閉鎖 ・駐車場内の除排雪 ○砂川市買物駐車場供用開始 平成13年5月25日 ○砂川市買物駐車場管理協議会設立 平成13年7月18日		平成 13年度～	買物駐車場の適正な管理運営を行うことができ、中心市街地の来客への駐車スペースの提供ができた。	燃料代や人件費の高騰により除排雪料が値上げとなっており、冬期間の適正な管理運営に負担が生じている。	4	3	5	5	○

88	国道一直線商店街花いっぱい運動	商工労働観光課 商工振興係	4	7 10	砂川商店会連合会、北海道開発局札幌開発建設部滝川道路事務所、砂川商工会議所	当事業は、砂川商店会連合会が実施主体、砂川市・砂川商工会議所が支援団体となり、美しいまちの創出を目的に北海道開発局札幌開発建設部滝川道路事務所のボランティア・サポート・プログラム事業を活用し、国道沿いの植樹桧に植花作業を行っている。砂川市は商工会議所と共同して花の配布や抜根作業に当たっている。 ・実施区間：国道12号 北5丁目～南12丁目　総延長2,300m		平成14年度～	事業への協力を行うことで、事業内容をより充実させることができ、中心市街地の景観の向上に繋がった。	特になし	5	5	5	4	○
89	地域ブランド定着推進事業	商工労働観光課 商工振興係	4	10	観光協会 一般社団法人オアリパ 市内中小業者	令和4年度をもって地域ブランド構築事業が終了したが、地域発の商品・サービスのブランド化と地域イメージのブランド化の結び付けにより好循環を生み出し、地域外の人材・資金を呼び込む持続的な地域経済の活性化を図ることが必要であることから、地域おこし協力隊の活動により地域ブランドの定着を推進する。		令和元年度～	担当する地域おこし協力隊が令和5年度中に退任し、令和6年度中の採用もなかったため、地域おこし協力隊による活動が行えなかった。	地域おこし協力隊の応募が集まらない状況にある。	1	1	1	1	-
90	砂川納涼盆踊り大会	商工労働観光課 商工振興係	4	3	砂川市のほか13団体	市内14団体で組織する砂川納涼盆踊り大会実行委員会が行う事業であり、令和元年度まで行っていた「中央商店街盆踊り大会」を復活させたものである。 市民踊りや盆踊り・仮装盆踊り、もちまき、お菓子まきなどを行い、市内外から多くの方が参加しており、地域の活性化・まちのにぎわいにつながっている。		令和5年度～	各団体が協力することで多くの来場者が集まるイベントとなり、地域の活性化・まちのにぎわいにつながった。	特になし	5	5	5	5	○
91	納涼花火大会	商工労働観光課 観光係	4	2 7	砂川商工会議所	納涼花火大会は、平成6年度から「ラブ・リバー砂川夏まつり」と同日開催されており、夏の一大イベントとして、市内・外から多くの見物客を集客している。 砂川商工会議所が主体となり、市内各事業所からの協賛金によって実施されているが、経費の一部を補助する事でより活性化を図り、観光入込客数を増加させるとともに地元商店街に対する経済波及効果の向上を図っている。		昭和46年度～	経費の一部を補助することで花火の規模が拡大され、多くの観覧者がイベント会場に訪れた。	ラブ・リバー砂川夏まつりとの同日開催であり、実施においては砂川夏まつり実施本部と十分な協議が必要である。	4	4	5	4	○
92	砂川観光協会活動促進事業	商工労働観光課 観光係	4	7 10	砂川観光協会	砂川市の観光事業における中核的存在として、観光関連団体や事業者、地域住民と連携し観光振興や地域経済の発展に取り組むために組織された団体であり、運営費及び事業費の一部を補助し、安定した協会運営の中で自主事業を積極的に行い、地域の活性化やまちの賑わい創出が図られるよう支援している。		平成11年度～	運営費及び事業費の一部を補助するとともに、砂川市の観光PRや各種事業の実施において連携を図ったことで、観光振興が図られた。	運営費の主が市の補助金となっていることから、自主財源確保に向けた取り組みの検討が必要である。	4	4	5	4	○
93	ラブ・リバー砂川夏まつり	商工労働観光課 観光係	4	2	砂川観光協会、砂川商店会連合会、砂川商工会議所、砂川市商工会議所青年部、(一社)砂川青年会議所、砂川神興会緑枠、砂川音頭保存会、砂川社交飲食協会、NPO法人ゆう	夏のイベントとして定着している事業であり、賑わい創出と郷土の祭りとしてより一層発展することを目的に、砂川観光協会を中心とした市内の関係団体で組織する「砂川夏まつり実施本部」が企画・運営を行っており、後援を行った中で連携しているほか、事業費について観光協会を通して補助することにより、観光客の増加と地元商店街に対する経済波及効果が図られている。		平成7年度～	経費の一部を間接補助(観光協会から補助)することで花火の規模が拡大され、多くの観覧者がイベント会場に訪れた。 また、同時開催の納涼花火大会の来場者確保にもつながった。	納涼花火大会との同日開催であり、実施においては砂川商工会議所と十分な協議が必要である。	4	4	4	4	○

94	すながわスイートロード協議会支援事業	商工労働観光課観光係	4	3	砂川観光協会 砂川商工会議所 砂川商工会議所青年部 (一社)砂川青年会議所 砂川商店会連合会 新砂川農業協同組合 砂川菓子組合 砂川消費者協会 NPO法人ゆう 北海道立青少年体験活動支援施設ネイバル砂川	すながわスイーツの魅力を活用した効果的なPRを行い、砂川市のイメージアップを図る事を目的に設立された団体であり、菓子組合をはじめ、農・商・工、NPO法人など多種多様な団体で組織され、官民連携のもとで活動を行っている。 市が事務局を担った中で、「企画事業」「PR事業」を柱とする各種活動に対し、事業費の一部を補助する事により、市内外からの観光客誘客と地域における経済波及効果の向上につながっている。		平成13年度～	事業費の一部を補助するとともに、行政と民間が積極的に連携を図ったことで、それぞれの得意分野を活かした事業が展開され、「スイートロード」の知名度向上につながった。	各事業の実施において、参加できる協議会員が年々減少していることから、新たな人材の育成が必要な状況である。	4	4	4	4	○
95	砂川市インバウンド受入協議会活動促進事業	商工労働観光課観光係	4	7	砂川市インバウンド受入協議会	訪日外国人の受け入れ態勢を整備し、観光客の誘客につなげるための基盤の拡充、社会意識の高揚を図るとともに地域の発展に寄与するために設立された団体であり、環境整備事業、広報事業、研修事業に係る経費の一部を補助することで活動を促進し、外国人観光客の増加と地域における経済波及効果の向上を図っている。		平成29年度～	事業費の一部を補助するとともに、外国人観光客の受入態勢整備に向けた協議に参加し、情報の共有が図られた。	外国人のみならず、観光客全般における受入態勢強化に向け、砂川観光協会をはじめとする観光関連団体との連携強化を図っていく必要がある。	4	3	4	4	○
96	北海道義士祭	商工労働観光課観光係	4	2	北海道義士会	北泉岳寺に義士墓が建立されている赤穂47義士の義士道精神を後世に伝えるため、毎年12月14日に祭りを開催し、墓前法要やそば、甘酒の提供、もちまき等が行われており、地域の活性化やまちの賑わいにつながる事業であることから後援を行っている。		昭和31年度～	市庁舎等にポスターを掲示し周知に努めたほか、市職員がイベントに参加し事業の盛り上がりに寄与した。	冬の風物詩ともいえるイベントであるため、広く周知を図るためのPR活動を行っていくとともに、忠臣蔵の普及啓発に向けた取り組みの検討も必要である。	4	4	4	4	○
97	砂川市ふるさと活性化プラザ指定管理	商工労働観光課観光係	4	9	砂川ハイウェイオアシス観光株式会社	砂川市ふるさと活性化プラザ(砂川ハイウェイオアシス館の2階フロア)の管理運営について、同館1階でテナント事業を運営している砂川ハイウェイオアシス観光株式会社を指定管理者とし、砂川市との協定に基づき、維持管理、使用許可、料金収受等を行っており、適正な運営管理に対し委託料を支出している。 砂川市の入込客数の約6割を占める観光拠点であることから、隣接する北海道子どもの国と合わせ、積極的な情報交換を行っている。		平成19年度～	指定管理者と連携を図り、施設の維持管理が適切に行われた。また、市で設置している屋内遊具施設に家族連れが訪れ、ふるさと活性化プラザの利用促進につながった。	本市の観光入込客数の大半を占める施設であることから、来館者に対し「まちなか回遊」につながる効果的な観光PRが必要である。	4	4	4	4	○
98	砂川市オーテスポーツランド指定管理事業	商工労働観光課観光係	4	9	株式会社邦明商事、AG、メンバーズスポーツクラブ北海道	砂川市オーテスポーツランドの運営管理について、(株)邦明商事を指定管理者とし、砂川市との協定に基づき、維持管理、料金収受等を行っており、一般利用者及び団体によるコース利用のほか、JAFが主催する全国大会として、毎年5月にJAFカップオールジャパンダートトライアル、6月にJAF全日本ジムカーナ選手権が開催されている。 大会には道内外から多くの選手及びスタッフが参加しており、まちの賑わいや地域の活性化やにつながる事業であることから、全国規模の大会に対し後援を行った中で連携を図っている。		昭和63年度～	大会運営者に観光パンフレット等を配布し観光PRを行った。 また、指定管理者と連携を図り、施設の運営や災害時の対応など適切な管理が行われた。	本会場で開催される全国規模の大会には多くの集客が見込めることから、来場者に対し「まちなか回遊」につながる効果的な観光PRが必要である。	4	3	4	4	○
99	オアシスパークからゆめまちづくり協議会	商工労働観光課観光係	4	3	砂川観光協会、砂川商工会議所、新砂川農業協同組合、(一社)砂川青年会議所、すながわスイートロード協議会、NPO法人オアシス、砂川市インバウンド受入協議会、石狩川下覧権、砂川夏まつり実施本部、滝川河川事務所	河川空間を活用した魅力のあるまちづくりの推進として、国土交通省から「砂川地区かわまちづくり計画」の認定を受けたオアシスパークの効果的な利活用を検討するために設立された団体であり、行政、地域、関係団体が連携した中で、今後の観光振興につながる水辺の賑わい創出に向けた取り組みを行っている。		平成29年度～	「かわまちづくり計画」の認定に基づく国のハード整備が進み、民間事業者が営利を目的とした活動を可能とする「都市・地域再生等利用区域」の指定を受けている。	オアシスパークの効果的な利活用について、各団体との協議をさらに深めていく必要がある。(使用許可手続きの調整など)	4	4	4	4	○

100	中小企業勤続従業員顕彰式	商工労働観光課 企業労政係	4	1	砂川商工会議所	市内中小企業で永年勤続した従業員に対し、商工業の発展に寄与してきたことに対する感謝の意を表するとともに、勤労意欲の向上を目的として砂川商工会議所との共催により、顕彰式を毎年11月に開催し、市長感謝状を贈っている。		昭和 45年度～	中小企業勤続従業員顕彰式の開催にあたり、協同の相手先である砂川商工会議所と市の役割分担を明確化し、事業を実施することにより、円滑に事業を実施することができた。	事業後、双方担当者において随時、課題等を共有しあえる関係を構築しているが、今年度については、特に検討課題はなかった。	5	3	5	5	○
101	シルバー人材センター支援事業	商工労働観光課 企業労政係	4	7	シルバー人材センター	定年退職後等に臨時的かつ短期的な就業等を希望する高齢者に対して仕事を提供することにより、生きがい創出、社会参加の促進、地域の活性化といった高齢福祉の増進を図っている砂川市シルバー人材センターの機能強化とこれを支える自主的運営基盤の確立のため、運営費の助成を行っている。		平成 7年度～	運営費を助成することで、高齢者に対しての仕事提供の場が確保され、生きがい創出、社会参加の促進、地域の活性化といった高齢福祉の増進に寄与している。	会員減少及び会員の高齢化により受注件数に制限が必要なことから、収支状況の悪化が続いているなかで、インボイス制度が始まり、配分金の税控除により、収益の減少が懸念される。 経常分500万円の支出については確実に遂行し、臨時分100万円については運営状況を鑑み必要性を精査していきたい。	5	3	4	5	○
102	労働振興活動支援事業	商工労働観光課 企業労政係	4	7	砂川地区連合会	労働者の諸権利を確立するために活動する団体として、11労働組合で組織している砂川地区連合会に対し、活動経費の一部を支援することにより、市内労働者の活動や労働者福祉の維持・向上を図っている。		平成 6年度～	活動経費の一部を支援することにより、市内労働者の活動や労働者福祉の維持・向上が図られた。	事業報告、事業計画の説明をうけ、双方担当者で課題等を共有しているが、今年度については、特に検討課題はなかった。	5	3	4	4	○
103	砂川市農業再生協議会	農政課 農政係	4	4 7	砂川市、新砂川農業協同組合、砂川市農業委員会、砂川市農民協議会、砂川市水稻振興会、新砂川農業協同組合青年部、新砂川農業協同組合女性部、北海道中央農業共済道央総括センター中空知支所、北海道土地改良区、砂川商工会議所、砂川消費者協会、農業者代表	農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の有する多面的機能を維持するため、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政、農業関係団体及び農業者の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成確保、地域農業の振興を目的として設立。		平成 23年度～	経営所得安定対策交付金事業及び米の生産調整等、市内の農業者に重要な事業が円滑に実施され、農業経営の安定化に寄与した。		4	3	4	4	○
104	砂川・奈井江広域有害鳥獣対策連絡協議会	農政課 農政係	4	4 7	砂川市、奈井江町、新砂川農業協同組合、北海道猟友会砂川部会、滝川警察署、北海道中央農業共済組合道央総括センター中空知支所、砂川地区農業者代表者、奈井江地区農業者代表者、空知農業改良普及センター中空知支所、そらち森林組合	有害鳥獣による農産物被害を防止するため、その対策を協議するとともに国等の補助金を活用し被害防止対策を図っている。 ※市からの補助：有害鳥獣対策連絡協議会補助金		平成 21年度～	協議会による活動を実施することにより、国からの交付金等が交付され、鳥獣被害防止施策が実施できた。		4	4	4	4	○
105	多面的機能支払交付金事業	農政課 農政係	4	7	富平、豊沼、焼山、吉野・宮城の沢・鶉、北光中央地区資源保全隊	農村地域の過疎化、高齢化の進行に伴う集落機能の低下等を防止するため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進する。		昭和 31年度～	農業者等の共同作業による用排水路や農道等の維持管理及び植栽等による農村環境整備が円滑に実施され、農業・農村の多面的機能の維持に寄与した。		4	3	4	4	○
106	有害鳥獣駆除等業務委託	農政課 農政係	4	8	北海道猟友会砂川支部砂川部会	有資格者団体である北海道猟友会砂川支部砂川部会にエゾシカ等の駆除委託を行い、有害鳥獣による農産物被害防止を図る。		平成 11年度～	エゾシカ等の駆除により、農産物等の被害防止が図られた。	駆除の担い手である猟友会会員の高齢化及び会員の減少	4	3	4	4	○
107	すながわ移住定住促進協議会	政策調整課 企画調整係	5	3	砂川市町内会連合会、(一社)砂川青年会議所、砂川市商工会議所青年部、砂川旅館組合、砂川市商店会連合会、砂川観光協会、すながわスイートロード協議会	移住定住促進事業の取り組みを中心に担い、移住希望者に対する情報提供やお試し暮らし利用者への支援を実施する。 協議会は、市内各団体からの代表と市職員(経済部、建設部)など19名で構成し、事務局を政策調整課としている。 令和6年度より、情報宣伝部会・受入体制部会・生活支援部会の3部会体制から、人数バランスを鑑み、情報宣伝部会・受入体制部会(受入体制部会と生活支援部会を統合)の2部会体制とし、部会ごとに取り組みを進め、移住に対する情報宣伝活動、お越し暮らしのPR、お越し利用者との交流を中心に事業を実施している。		平成 18年度～	お越し暮らし利用者との交流会や、東京での移住相談会で移住希望者との直接のやりとりを通して、行政の視点とは異なる視点で砂川の紹介をしてもらうことで、移住希望者に砂川のことをより知ってもらうことができた。	現在の協働内容は、交流会及び相談会への参加が主だが、お越し暮らし住宅の維持管理や情報発信事業等についてより深い関わり方ができないかが検討課題である。	4	3	4	4	-

108	砂川市内流雪溝管理運営事業	土木課 管理係	4	3	砂川市内流雪溝管理運営協議会	・砂川市内流雪溝管理運営協議会は、流雪溝を利用している各町内会の役員で構成し、会長は各町内会の輪番制としており、土木課が事務局を担当しております。協議会の事務は土木課で行い、役員の方への役員会の案内の送付、流雪溝だよりの発行により、投雪時間の徹底、事故防止の周知を行っています。		昭和57年度～	流雪溝を維持管理する上で必要な組織であり、流雪溝の安全な利用に対する認識を持ってもらうため、今後も活動が必要と考える。	流雪溝を維持管理していく上で必要な組織であるが、構成員が高齢化しており、目的意識や運営方針などの検討を要する。	3	3	3	-	-
109	南1丁目線 道路清掃ボランティア	土木課 管理係	4	10	砂川建設協会	・8月10日の「道の日」に合わせ、毎年8月第1土曜日に市道南1丁目線の東1線から道道芦別砂川線までの区間で雑草駆除、ゴミ拾い等について砂川建設協会の主催で道路清掃ボランティア活動を行っています。 ・道路清掃は、お盆の墓参りに来る方に気持ちよく道路を利用してもらうために実施しています。	・本年度の参加者数は砂川建設協会47名、市役所29名、市議会議員1名の計77名でありました。	平成8年度～	お互いに快適な環境整備を図っていく認識をもつことができる。この事業に限らず、他のボランティア活動の推進が期待できる。		3	4	4	-	-
110	石狩川河川敷サッカー場維持管理	土木課 維持係	5	10	砂川サッカー協会	市の公共施設を大切に利用していただくとともに、用途に合わせた維持管理ができるように、石狩川河川敷サッカー場(子どもの広場)の草刈り、土均しについて利用団体に作業協力をお願いし、その作業に必要な機械の貸し出しや燃料等の原材料を支給している。 また、平成27年度より、石狩川河川敷サッカー場(子どもの広場)の芝養生のため、旧ゴルフ練習場をサッカー場として活用している。(移動後も継続して利用団体に作業協力をお願いしている。)		平成14年度～	利用状況に応じた維持管理ができ、維持管理費の軽減も図れた。		5	3	5	5	○
111	石狩川河川敷パークゴルフ場維持管理	土木課 維持係	5	10	砂川パークゴルフ協会	市の公共施設を大切に利用していただくとともに、用途に合わせた維持管理ができるように、石狩川河川敷パークゴルフ場のゴミ拾い、施設巡視、軽作業について利用団体に作業協力をお願いし、その作業に必要な原材料を支給している。		平成6年度～	利用状況に応じた維持管理ができ、維持管理費の軽減も図れた。		4	3	5	5	○
112	街区公園維持管理	土木課 維持係	5	10	晴見町内会、石山団地町内会、空知太すみれ町内会、吉野第1町内会他(全10団体)	地域住民に親しまれる公園となるよう、町内会等に市が管理している街区公園の草刈り、清掃等の管理について協力を依頼し、その奉仕活動に対して面積に応じ謝礼を支出している。		平成17年度～	地域の状況に応じた対応ができ、維持管理費の軽減も図れた。	住民の高齢化等により、協力体制の人員確保について課題が残る。	5	3	5	5	-
113	砂川市道路愛護事業	土木課 維持係	5	10	空知太すみれ町内会道路愛護組合、空知太第1町内会道路愛護組合、空知太第5町内会道路愛護組合、一の沢町内会道路愛護組合、北吉野西町町内会道路愛護組合、東雲町内会道路愛護組合	地域住民や町内会により道路愛護組合を組織し、市道の草刈り等を行っていただいております、その奉仕活動に対して報償を支出している。 ※市内の他の13組合については、平成19年度より農政事業である「農地・水・環境保全管理支払交付金事業」に移行している。		昭和46年度～	今年度より新町町内会道路愛護組合が、できなくなったため、一部対応できない路線はあったが、他は地域状況に応じた対応ができ、維持管理費の軽減も図れた。	住民の高齢化等により、協力体制の人員確保について課題が残る。	5	3	5	5	-
114	砂川市河川愛護事業	土木課 維持係	5	10	宮下第1町内会河川愛護組合、宮下第2町内会河川愛護組合、袋地河川愛護組合、空知太第1河川愛護組合	地域住民や町内会により河川愛護組合を組織し、河川の草刈り等を行っていただいております、その奉仕活動に対して報償を支出している。 ※市内の他の4組合については、平成19年度より農政事業である「農地・水・環境保全管理支払交付金事業」に移行している。		昭和46年度～	地域の状況に応じた対応ができ、維持管理費の軽減も図れた。	住民の高齢化等により、協力体制の人員確保について課題が残る。	5	3	5	5	-

115	緑化推進事業 (緑と花の祭典)	土木課 都市計画係	5	3	緑あふれる公園都市推進市民会議(砂川市町内会連合会他 全13団体)	昭和49年3月、「緑化基本計画」がまとまり市民とともに「10万本緑化作戦」が展開され、これを推進するために昭和49年8月に「緑あふれる公園都市推進市民会議」が発足、緑化に対する市民意識の高揚から「砂川市緑化条例」が制定され、さらに北海道で初めての「緑化都市宣言」が同年9月に宣言された。これを記念して、昭和50年、「市民会議」主催による第1回「緑と花の祭典」が開催され、歌謡ショーを除き、市民団体の発表や苗花の無料配布など市民主体となって行っている春の行事です。 祭典は、毎年5月第3日曜日に開催しております。第50回の今年度は令和元年度依頼5年ぶりに北光公園での開催となり、小・中・高吹奏楽演奏会、キャラクターショー、よさこい踊り、バラエティショー等が行われました。また、会場では花の苗の無料配布、地場産品の出店、JC広場等が催されました。市から祭典への交付金は311万円、当日の来場者数は約3,000人でありました。		昭和 50年度～	第50回を記念し、小・中・高吹奏楽演奏会を実施したことにより、会場設営には一定程度の時間を要したが、円滑な事業推進が図られた。	スタッフの高齢化や、人員不足へのフォロー。 準備段階での参加。 市民会議構成団体の減少。 祭典の活性化。	4	4	5	5	○
116	花いっぱい運動 (フラワーロード)	土木課 都市計画係	5	7	植樹樹植栽団体(南吉野団地町内会他 全19団体、1世帯)、花の苗配布団体(全23箇所中配布市民団体は正和商店街他全10団体他13保育所、小学校、中学校等)	「花をとoshi緑化意識の高揚をはかり、美しい景観をもつまちづくり」を進めるにあたり、地域活動やボランティア活動は地域活性化につながることから、市民参加による「花いっぱい運動」として、2つの事業を行っております。 ○植樹樹植栽事業 身近にある公共施設として道路の植樹樹に、町内会・子供会・老人クラブ等の任意団体によって、年間を通し「植栽・維持管理」を行って頂く事業です。平成13年事業開始当初に6団体(約400㎡)で実施されたが、令和6年度は19団体、1世帯(約3,400㎡)で実施されています。 ○花の苗配付事業 公共施設、学校、商店街等に「花の苗」を配付し、施設周辺の緑化を主体とした事業です。花の苗配付は、昭和50年代前半から行われており、令和6年度は公共施設・学校・商店街等23カ所に植花されています。		平成 13年度～	花いっぱい運動を通じて、市民との協働は図られているが、花の苗配付団体、植樹樹植栽団体については、人口減少や高齢化に伴う人材不足等が見受けられることから、参画対象者を「任意団体」に「市内に住所を有する世帯」であることを加えたことにより、新規で1世帯が参画し、5年度の19から20の参画者数となった。面積は3,389.9㎡から3,426.5㎡と約40㎡の増となり、まちの景観を向上させる成果を得られた。	面積の増加や新規参加がある一方で、実施を取りやめる団体もある。地域の少子高齢化により、長期的には面積の縮小が考えられる。	5	3	5	5	○
117	団地駐車場管理	建築住宅課 住宅係	5	8	各団地自治会、駐車場管理組合	団地駐車場について、入居者からの使用に関する問い合わせへの対応、駐車場内の巡回・日常点検及び清掃の実施など、駐車場の管理に関して、それぞれの団地自治会または、駐車場管理組合に委託する。	管理戸数 R6委託料 市営住宅 653区画 2,528千円 改良住宅 649区画 2,579千円	平成 13年度～	団地自治会、または駐車場管理組合が管理することで、入居者からの問い合わせなどに対する即時対応が可能であり、適正な維持・保全が行われている。	除雪費の高騰等により管理組合の運営が厳しくなっている。また、入居者の高齢化等によって組合の担い手が減少している。事業が継続できるよう改善に向けた検討を要している。	5	-	5	5	-
118	団地集会所管理	建築住宅課 住宅係	5	8	各集会所管理運営協議会	団地集会所の管理について、地域住民の活発な自主活動に寄与するため、地元町内会、老人クラブ、団地自治会等で構成される管理運営協議会に各集会所の管理運営を委託する。運営経費については、集会所使用料等の収入で賄われており、施設の維持管理については、小破修繕を管理運営協議会が行い、それ以外の修繕は市が行っている。 (団地集会所) 東町団地集会所 (昭和57年4月～) 宮川中央団地集会所 (昭和58年10月～) (委託料) なし		昭和 57年度～	地元町内会などを中心とした管理運営協議会と集会所の管理運営に係る委託契約をしており、運営経費については、集会所使用料等の収入で賄い維持管理を円滑に行っている。	各集会所とも集会所使用による収入が減少していることと、高齢化により運営協議会の担当役員の担い手も不足してきており、運営が厳しいと相談を受けている。今後、運営状況の改善へに向けた検討が必要。	5	-	5	5	-
119	公営住宅敷地内 草刈等作業奨励事業	建築住宅課 住宅係	5	10	各団地自治会等	団地環境を維持する一環として、公営住宅等入居者で構成する自治会等が、自主的に草刈作業を行う活動に対して草刈等を貸与するとともに奨励金を支払う。 (実施団体) (R6報償費) 宮川中央団地 160千円 (平成20年度～) 南吉野団地 100千円 (平成21年度～) 石山団地 100千円 (平成23年度～) 三砂ふれあい団地1号棟 50千円 (平成27年度～) 東町町内会(東町団地) 40千円 (平成28年度～) 北光団地 45千円 (令和4年度～)		平成 20年度～	自治会が状況に応じて自主的に草刈りを行っており、それに対して機械貸与、奨励金を支払っているため、協働事業として効果的である。	入居者の高齢化、共働き世帯の増加により、草刈の参加者が減少している。各団体より、将来は草刈作業を継続できない可能性があるかと相談を受けている。	5	-	5	5	-

120	砂川住み替え支援協議会	建築住宅課 住生活支援係	5	3	砂川市町内会連合会、公益社団法人砂川市シルバー人材センター、砂川市地域包括支援センター、砂川市住み替え支援協議会会員	高齢者世帯と子育て世帯が居住する住宅の規模や世帯の規模・構成などから生じるミスマッチの解消に向けた住み替えがしやすい環境づくりを目指し、総合窓口を設け、利活用可能な住宅情報の収集・提供、住み替えや空き家の維持管理をサポートする仕組みづくりを進めている。		平成 28年度～	住み替え支援については、会員を幅広い職種で構成することにより、利活用が可能な住宅情報の収集や提供、相談者の状況に応じて必要な職種に繋ぐ支援体制が図られている。	より積極的な事業展開を図るため、会員の積極的な参加と幅広い意見交換が行えるように協議会を運営していくこと。	3	3	4	5	-
121	自主事業の後援承認事務	総務課 庶務係	6	2	官公庁、公共的性格を有する団体、学校教育・社会教育を目的とする団体及び事業、教育・スポーツ・レクリエーションを行う団体、芸術・芸能・文化活動を行う団体、その他、公共的意義が認められる適切な団体及び事業	砂川市が行う各種事業の援護及び推薦・協賛名義(以下「援護等」という。)使用承認の取扱は、官公庁・公共的性格を有する団体等の実施する教育・文化・スポーツ等の事業について、主催するものから援護等の申し出があった場合は、事項の定めるところにより決定する。 但し、特定の政治活動・宗教活動及び営利事業を主たる目的とする団体及び事業は除外する。 承認団体及び事業の範囲として、後援等の承認については、事業を主催する団体に代表者・役員等がおかれ、規約・予算・事業計画等が明確であり、且つ継続的な事業が期待できる次のいずれかに該当する団体及び事業とする。 ① 官公庁 ② 公共的性格を有する団体 ③ 学校教育・社会教育を目的とする団体及び事業 ④ 教育・スポーツ・レクリエーションを行う団体及び事業 ⑤ 芸術・芸能・文化活動を行う団体及び事業 ⑥ その他、公共的意義が認められる適切な団体及び事業であること。		平成 18年度～	市として後援という形で事業実施を支援することで、事業の公共性が増し、事業に対する信頼度は高いと考えられる。	事業手続きは、速やかに行っており、担当課での調整も図られ、今後も継続して協力していくことから、現状での課題は特にないと考えられる。	3	3	4	4	-
122	地域活動交流 研修事業	総務課 職員係	6	10	砂川青年会議所、北海道義士会、砂川餅つき保存会	市職員が庁舎外において、市民・各種団体と行動を共にし、市民が今感じていることや行政に求めていることを直接感じ、市民の視点に立った政策の立案能力の向上と市民に理解される施策の実現を図る。	【派遣実績】砂川青年会議所賛助会員、(緑と花の祭典、北海道義士祭、街頭餅つきは新型コロナウイルス感染拡大防止や行事縮小のため要請が来なかった。)	平成 23年度～	研修を通じ、職員が多くの刺激を得て、民間の意識を直接知ることができたことは今後の業務に活かされるものと考ええる。また、人脈の形成にも大いに役立っている。	コロナなどを経て、各種お祭りなどが縮小傾向にある。 ただ、地域活動交流として復活してきているものもあるが、コロナ禍を経て、縮小や手法の変更などもあるが、開催されるものについては要請があれば参加していきたい。	5	-	5	5	-
123	砂川市行政改革 推進委員会	総務課 職員係	6	4	砂川市社会福祉協議会、砂川商工会議所、学識経験者(市議会部門、教育部門、人権擁護委員)、他市長が必要と認めた者(農業委員会、地区連合会)、公募(2名)	市長の諮問に応じ、社会の変化に対応した簡素で効率的な行政の確立に向けた計画的な行財政改革の推進について調査及び審議する。委員構成は条例で「9人以内」と規定されており、平成11年度当初から市民にも負担を求める内容を審議いただくために、学識経験者(市議会部門、教育部門、人権擁護委員)、公的団体の代表者(社会福祉協議会、商工会議所)、市長が必要と認めた者(農業委員会会長、地区連合会会長)のほか、一般公募枠も取り入れて、幅広く各層から意見を求められるように任期を2年と定め委嘱している。		平成 11年度～	令和6年度については、市長からの諮問事項がなかったため未開催となった。		-	-	-	-	-
124	砂川市新年交礼会	市長公室課 秘書係	6	1	砂川商工会議所、砂川建設協会	市民が一同に会し、年頭の挨拶をするとともに新年をお祝いする会を市、商工会議所、建設協会の三者で会費制により合同開催している。	直近では令和7年1月7日に開催し234人が参加した。	平成 12年度～	交礼会を開催することにより、関連団体との相互理解を深め、信頼関係を築く一助とすることができた	式の内容、役割分担の一部見直し	5	5	5	5	○
125	町内会連合会と市理事者との懇談会	市長公室課 協働推進係	6	5	砂川市町内会連合会	各町内会が抱える課題の解消に向け、町内会連合会と市理事者が懇談を行い意見交換を行う。 町内会連合会から寄せられる要望事項について、所管部長が懇談形式で意見交換を行うことにより、市民ニーズの把握と迅速な対応が可能となり、市民との協働を促進し円滑な行政運営を進めることができる。	令和6年度は、11月18日に実施し、道路関係、街路樹・除雪関係、環境衛生関係、交通安全関係、その他の5分野64件の要望事項について懇談を実施した。	平成 13年度～	地域の抱える諸問題を町内会単位で集約し、所管課と共通認識を持つことで一定の成果を得ることが出来ている。	懇談会の結果等については町内会連合会と共有しているが、意見の集め方や、意見の内容、結果について市民に広く周知するなど広報についてはさらに充実させていく必要がある。	5	4	5	5	○

126	協働のまちづくり 懇談会	市長公室課 協働推進係	6	5	砂川市認知症を抱える 家族の会、にこにこサロ ン参加者、砂川市立病 院附属看護専門学校	協働の担い手となる、市民、町内会、市民活動団体等と市 長が懇談を行い、現状や課題、連携や協力のあり方等につ いて意見交換をすることで、相互理解を図り、課題の解 決策などを検討する。	※令和6年度実施 ・10月15日に砂川市砂川市 認知症を抱える家族の会と 「活動から見た砂川市認知症 を抱える家族の会の現状と課 題」「協働のまちづくりを進め ていくために」というテーマで 懇談を行った。 ・11月21日ににこにこサロン 参加者と「暮らしの中での子 育ての不安や悩み等につい て」「協働のまちづくりを進め ていくために」というテーマで 懇談を行った。 ・12月17日に砂川市立病院 附属看護専門学校1年生が 「病気や障害があっても、誰も ができるだけ健康的に暮らし 続けられるための街づくり」を テーマとして、学生によるプレ ゼンテーションを受けた後、 意見交換を行った。	平成 23年度～	市長と各団体や学生が直接対話するこ とで、率直な意見交換が可能となり、官 民の信頼関係の醸成に寄与している。	これまで一定程度懇談会を開催してきた が、住民の意見が施策に反映されるた めあらためて各団体等と懇談会を開催し ていく必要がある。	5	4	5	5	-
127	地域コミュニティ 活動支援事業補助金	市長公室課 協働推進係	6	7	町内会連合会に加盟し ている86町内会	地域コミュニティの充実・強化を図り、市民と市との協働の まちづくりを推進することを目的に、町内会による地域活動 や地域の身近な課題解決に向けた取り組みに対し補助す る。 ※ 補助対象事業 （1）福祉又は健康に係る事業 （2）地域交流に係る事業 （3）防災又は防犯に係る事業 （4）環境美化に係る事業 （5）広報又は調査に係る事業 （6）研修又は学習に係る 事業 （7）自主防災組織の設立に係る事業 （8）コミュニティ施 設の維持管理に係る事業 （9）その他、地域コミュニティ の形成に資すると認められる事業 ※ 補助金は町内会の加入世帯数に応じた「基準割」 と事業費に応じた「事業割」と自主防災組織を設立する町 内会を対象とした「自主防災組織設立支援割」を合算して 交付する。 ・基準割 5,000円から50,000円までの8ランク ・事業割 補助率2/3以内 限度額4万円 ・自主防災組織設立支援割 補助率100% 限度額2万 円	※ R6年度当初予算額 4,444千円(86町内会中82町 内会が申請)	平成 25年度～	今年度は82町内会からの申請があり、 申請時や精算時などに各町内会の役員 と直接懇談し、事業の実施状況や協議 事項などを聴取しており、事業目的であ る地域コミュニティの活性化に対して着 実に効果を発している状況を確認してい る。	これまでオンライン申請の受付開始や会 館維持管理費の電気料に関する添付書 類の拡大(通帳の写しを認める)など、町 内会の利便性向上を図ってきたが、今 後も継続して各町内会の意見を聴いて いく必要がある。	5	5	5	5	-
128	町内会連合会補助事業	市長公室課 協働推進係	6	7	砂川市町内会連合会	町内会相互の連帯を密にして親睦と融和を図り、もって町 内会会員の福祉向上に努め、明朗で健全なまちづくりに 寄与する町内会連合会の運営に係る経費の一部を補助 する。		昭和 38年度～	行政と地域のパイプ役を担う町内会連 合会の運営を補助することで、安定的な 運営が見込まれ、市と各町内会の連携 がより地域コミュニティ活動の推進につ ながっている。	特になし。	5	5	5	5	-
129	会館建設等補助金	市長公室課 協働推進係	6	7	会館又は集会所を建 設しようとする町内で組 織する団体	地域住民のコミュニティ活動を図る場を確保するため、会 館又は集会所の建築及び増築、更には施設の長寿命化 を図ることを目的に補助金を交付する。 会館又は集会所を建設(新築・改築・増築・修繕・模様替 え、水洗便所への改造)もしくは消防用設備等の点検を実 施しようとする町内で組織する団体は、建設等予定年の前 年11月30日までに補助金交付申請書を市へ提出し、その 申請により基準に該当したときは限度額の範囲内で2／3 以内を補助。ただし、消防用設備等の点検については、 全額を補助。また、人口減少や地域住民の高齢化などか ら、施設の老朽化により、やむを得ず会館の廃止(解体)を 検討している町内会もあるため、会館又は集会所そのもの を維持していくことが困難な当該町内会に対して、令和2 年度より解体について全額補助対象とした。		昭和 44年度～	地域コミュニティの拠点である町内会館 の修繕等に対し助成をすることで、市と 町内で組織する団体との協働を促進し、 円滑な地域住民活動に寄与したと言え る。	特になし	5	5	5	5	○

130	広報委員制度	市長公室課 広報広聴係	6	10	広報委員	現在、広報すながわは市内の全世帯に配布しているが、その配布作業には広報委員があたっている。配布作業は、市内を63の広報区に分け、各広報区に広報委員を置き、広報すながわの発行日の2日前に職員が各広報委員の自宅に広報すながわを配布する。広報委員は自宅に届いた広報すながわをおよそ3日以内に担当する広報区内の全世帯に配布する。この作業を月に2回行っている。広報委員は規則により、その身分を非常勤の嘱託職員と定められ、配布世帯数に応じた報償費を支払っている。広報委員は、広報すながわを全世帯に配布することにより、行政と市民をつなぐ重要な懸け橋役を担っている。		昭和 34年度～	広報紙の各戸への配布作業を広報委員が担うことにより、滞りなく配布作業が完了した。	広報委員の高齢化が進んでおり、後任委員の人選が課題である。	5	-	5	4	-
131	まちづくり出前講座	市長公室課 広報広聴係	6	6	北伸建設工業(株) ほか	申し込み団体からの申請に基づき、各課の管理職員等が講師として直接出向き、市民が知りたい情報を提供することで市民と情報を共有する。また、顔が見える行政サービスを行うことにより相互理解の深化、さらには説明責任を果たすための職員自身の研鑽・資質の向上を図り、市民参加によるまちづくりを推進することを目的として平成14年度から実施している。		平成 14年度～	アンケートの結果で「講義内容は目的に合ったものであった」「理解を深めることができた」とする好感触な意見が多く、成果があったものと理解している。	出前講座の取り組みが協働のまちづくりの一端を担うことを理解してもらう必要がある。アンケートなどで講座要望があったものは、担当課と協議しメニューの再考の必要がある。	5	4	5	5	-
132	一の沢駐車場管理業務委託	農政課 農政係	6	8	一の沢町内会	一の沢地区にある一の沢駐輪場の維持・管理を委託することにより、地域住民の地域活動の活発化に寄与する。		平成 19年度～	一の沢町内会により適正な維持管理業務が行われた。	町内会会員の高齢化や減少に伴い、業務の委託が困難となる懸念がある。	4	3	4	4	○
133	北吉野コミュニティセンター 管理運営	農政課 農政係	6	9	砂川市北吉野コミュニティセンター運営協議会	地元住民及び町内会等により組織された運営協議会に施設を管理させることにより、地域住民の自主活動の活発化に寄与する。		平成 18年度～	指定管理者制度を活用して施設を管理運営することにより、地域住民による主体的な管理運営が可能になり、施設の有効利用やコミュニティーの醸成が図られた。	利用の促進策や施設修繕等について協議をし、双方の役割を果たしていく必要がある。	4	3	4	4	○
134	砂川市明るい選挙推進委員会	選挙管理委員会	6	3	砂川市社会福祉協議会、砂川市民生児童委員協議会、新砂川農協女性部、砂川市町内会連合会、砂川市防犯協会他(全13団体)	本委員会は、選挙時の投票参加及び市民の政治意識の向上等を図るための啓発活動を主な目的としている。令和6年度については、衆議院議員総選挙に伴い実施予定としていたが、衆議院議員が解散し急遽総選挙が行われることとなり、非常に短期間で準備を行う必要があったため、活動を見送っている。			令和6年度は、選挙が執行されたが、急遽解散によるものであったため活動を行っていない。	令和6年度は、活動を行っておらず、現時点では特にない。	-	-	-	-	-

No.	事業(活動)の名称	担当部署	分野	形態	関係団体の名称	事業(活動)の概要	備考	事業実施期間	協働事業の成果	協働事業の検討課題	点				双方
											①	②	③	④	
1	砂川市国民健康保険運営協議会	市民生活課 保険係	1	4	—	運営協議会は、国民健康保険事業の円滑な運営を図るため保険財政に関する事項について審議する諮問機関であり、国民健康保険法第11条に基づき設置されている。 具体的には、一部負担金の負担割合、保険税の賦課方法、保険給付の種類及び内容の変更等に関する事項について協議をしている。 砂川市国民健康保険運営協議会は現在以下の委員で構成されており、例年2回の定例会に加え、必要に応じ臨時協議会を開催している。	【委員構成】 ・1号委員(被保険者を代表する委員) 3名 ・2号委員(医師又は薬剤師を代表する委員) 3名 ・3号委員(公益を代表する委員) 3名 合計9名 ※公益を代表する委員(令和3年度) 砂川市社会福祉協議会、砂川商工会議所、砂川福祉会	昭和32年度～	国民健康保険に関する事項として保険税の賦課、給付、会計予算等の諮問及び協議により、円滑な事業運営が図られた。	特になし。	-	-	-	-	-
2	砂川市要保護児童対策地域協議会	子育て支援課 子育て支援係	1	4	北海道岩見沢児童相談所、北海道滝川保健所、札幌法務局滝川支局、滝川警察署、空知医師会砂川部会、滝川人権擁護委員協議会、砂川市社会福祉協議会、砂川市民生児童委員協議会、砂川天使幼稚園、砂川市校長会、砂川市立病院、砂川市教育委員会、砂川市市民部、砂川市保健福祉部	児童虐待など複雑化・多様化する児童に関する諸問題の未然防止や発生時の迅速な対応を図るため、児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき設置しているもの。 代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催し、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及び保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、それら児童の保護者、出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に関する情報の交換や支援の内容に関する協議等を行っている。		平成17年度～	要保護児童に関し、関係機関が相互の連携を図るとともに、ケース検討会議を通し、課題について情報を共有し支援することができた。また、代表者会議を通して、各団体の虐待に関する対応について理解を得ることができた。	虐待等に対処が必要な場合にケース検討会議を実施するが、情報交換及び今後の対応策について検討し支援していくことから、当初から計画的に行うことは難しい。	5	-	5	5	-
3	砂川市民生児童委員協議会	社会福祉課 社会福祉係	1	4	砂川市民生児童委員協議会	各町内会長から推薦され、厚生労働大臣より委嘱された54名の民生委員児童委員、3名の主任児童委員により構成され、任期は3年である。 高齢者、障害者、児童母子、生活困窮者などへの見守り、訪問、相談及び必要な支援を行い、地域住民の実態を把握し、行政機関への業務協力を行っている。 民生委員法の規定に基づき協議会が設置されており、任務の遂行及び円滑な運営を図るために補助金を交付している。 社会福祉課が事務局となっている。		昭和37年度～	民生児童委員協議会の事務局として市が運営に関わるとともに、活動費補助金を交付することで、地域での福祉活動を助長し、地域福祉を支える人材と組織の育成を推進することに寄与している。	近年特に顕著となっている委員の高齢化に加え、現時点で8名の欠員が生じるなど成り手不足も深刻であることから、委員個人の負担軽減を図り、地域での活動を保証するため、一人ひとりが無理のない範囲で活動できる環境を再構築していく必要がある。また、民生委員の活動について市民への周知も必要であることから、広報をはじめ、ホームページ等でも広く周知を行う必要がある。	3	3	5	4	-
				7											

4	砂川市障害者 地域自立支援協議会	社会福祉課 社会福祉係	1	4	社会福祉協議会、民生 児童委員協議会、身体 障害者福祉協会、滝川 保健所、滝川公共職業 安定所、地域生活支援 センターぼぼろ、特定 非営利活動法人つむ ぎの家、砂川希望学 院、北海道障害者職業 能力開発校、空知医師 会砂川部会	障がい者等が地域において自立した日常生活や社会生 活を営むことができるよう支援するために、相談支援事業 者、障害福祉サービス事業者、保健、医療機関、教育・雇 用関係機関、障害者団体、学識経験者などの関係者によ り組織する協議会である。 令和6年度は、近年の砂川市の障害福祉サービスの利用 状況を報告するとともに、空知障がい者就業・生活支援セ ンター くわの猪股氏を講師に招き、令和7年10月から新 たに開始される「就労選択支援制度」についての講演を 行った。		平成 23年度～	協議会を開催することで、新たなサー ビスについて検討する機会となり、障害 者等の支援体制に関する議論を深める ことができた。	特定のテーマがない年の協議会の在り 方については、今後も検討していく必要 があると考える。	4	3	4	4	-
5	砂川市高齢者及び 障害者虐待防止連絡協 議会	介護福祉課 高齢者支援係	1	10	滝川地域保健室滝川 保健所、札幌法務局滝 川支店、札幌方面砂川 警察署、砂川市立病院 認知症疾患医療セン ター、砂川社会福祉協 議会、砂川医師会砂川 部会、砂川歯科医会、 北海道薬剤師会北空 知支部砂川部会、社会 福祉法人砂川福祉会、 滝川人権擁護委員協 議会、砂川民生児童委 員連絡協議会、砂川市 町内会連合会、砂川市 老人クラブ連合会、北 海道障害者職業能力 開発校、滝川公共職業 安定所、砂川身体障害 者福祉協会、社会福祉 法人札幌緑化会砂川 希望学院、市内障害者 支援及び介護関係事 業所	高齢者及び障害者の虐待が複雑かつ多様化する中、諸 問題の解決や未然防止に迅速・的確に対応するため、 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等 に関する法律」及び「障害者虐待の防止、障害者の養護 者に対する支援等に関する法律」に基づき、協議会を設 置し、関係機関との事例などの情報連携を含め協議を行 っている。 なお、当初は高齢者・障害者それぞれで協議体を設置 してたが、情報や対応方法等の共有・連携を図り効果・効 率的な事業推進に向け平成26年度に統合している。		平成 22年度～	実際の虐待(相談)事案における協 議・確認などから、事態の早期鎮静化及 び未然防止など適正な対処法が導かれ るなど、有効な組織として機能している。	介護事業所・福祉施設等の職員にお ける、虐待行為に対する認識と未然防 止に係る理解について若干、希薄な部 分も見受けられるため、年に1回は、連 絡協議会を通じて啓発等、徹底を図る 必要がある。	-	5	5	4	-
6	砂川市固定資産評価 審査委員会	税務課 資産税係	6	4	—	・固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審 査決定するため、地方税法第423条に基づき設置してい る。 ・委員は当市の住民で市税の納税義務がある者又は固定 資産の評価について学識経験を有する者のうちから、市 長が議会の同意を得て3名の委員を選任しており、任期は 3年である。 ・委員【加藤直之(北海道三井化学㈱)、猪本秀幸(農 業)、佐藤進(市職員OB)】 ・委員会書記(2名)【農政課長、建築住宅課建築指導係 長】 ・不服申し立てが無ければ年1回開催し、固定資産税課税 状況等について説明する。 ・委員会には、委員、委員会書記の他、固定資産評価員 (市民部長)、固定資産評価補助員(税務課長、資産税係 長)が出席する。		昭和 26年度～	固定資産評価審査委員会は、固定資産 課税台帳に登録された価格に関する納 税者からの不服申出を審査決定するた め、地方税法に基づき設置された第三 者機関であることから、協働事業とし て成果を評価することは不適當である。		-	-	-	-	-